

北但ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書等に対する質問への回答（第1回）

平成25年3月1日
北但行政事務組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
1	3	II	(6)	② ア イ	処理方式 施設規模	保管設備に紙バックの記載がありますが、(I)設計・建設業務編の表3計画処理量及び受入供給設備、貯留・搬出設備には記載がありません。どちらを正とすれば宜しいでしょうか。また、日平均処理量に新聞・雑誌・OA用紙の記載がありませんが、公称能力には含まないものと理解すれば宜しいでしょうか。	直接搬入される紙バックは、分別処理対象とします。処理量が少量であると考えられることから受入供給設備、貯留・搬出設備に記載しておりませんが、適切な処理ができる提案としてください。また、新聞紙・雑誌、OA用紙、紙バックについては、保管のみを想定しており、公称能力には含まないものとします。
2	4	II	(7)	③ア	設計・建設期間	現地工事着工時期については、貴組合と協議の上、造成工事完了前に、準備工事等着工させていただけると考えてよろしいでしょうか。	準備工事等の内容によりませんが、造成工事完了後に現地工事着工とします。なお、現地工事着工時期については、協議するものとします。
3	4	II	(7)	③ウ	造成工事期間	ウ 工事工程を検討するにあたり、造成工事工程をご提示願います。	造成工事については、現在進行中であり、現場着工可能な状況も明確に出来ません。よって、提案においては、造成完了後の着工を想定してください。
4	4	II	(7)	③ウ	造成工事期間	造成工事終了時の平成26年6月30日に進入道路は舗装が完了されている状態でしょうか。	進入道路・敷地造成工事には、表層工は含まれていませんので完了していません。
5	4	II	(7)	⑤ア (ア)	設計業務	設計における事業者の業務範囲として、周辺整備(拠点施設ゾーン及び利用・体験の森ゾーン)の設計も含まれているものとし、その他4つのゾーンについては、貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、保全・再生の森ゾーン及び谷筋の景観形成ゾーンにおいても、休息用丸太ベンチ、遊歩道及び安全柵等の設計・建設のみ事業者の業務範囲とします。
6	4 5	II	(7)	⑤ア (ウ) ⑤イ (イ)	運営業務	事業者の業務範囲としての運営業務のうち、「環境啓発等業務(見学者対応支援、・・・)」とあり、貴組合の業務範囲としての運営業務のうち、「本施設の見学者対応(主体として)」とそれぞれあります。主体が貴組合であることより、貴「実施方針 別紙3」にある予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表の「見学者等の施設利用者の事故によるコスト負担」の区分において、貴組合と事業者の双方が○主分担となっている部分は、原則として貴組合が主分担と考えますが、施設利用者への対応に対する事業者の提案を妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。	見学者対応については、公共施設の管理者として主体的に実施する必要がある部分を組合が実施し、それ以外を事業者から支援いただくことを想定しています。施設利用者の事故リスクについての負担者は、その原因者となりますので、施設利用者への対応に対する事業者の提案を制約するようなことは考えていません。
7	5	II	(7)	⑤イ (イ)	組合の業務範囲	(イ)運営業務で、直接搬入ごみの処理料金徴収とありますが、全ての計量業務(後納業者への料金徴収等)を含むものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	7	III	1	(1)③	入札参加者の構成等	「SPCを関係市町内において設立するものとする。」とありますが、SPC本店所在地を本施設所在地へ設置することは可能でしょうか。	不可とします。
9	7	III	1	(1)④	入札参加者の構成等	「…また、SPCの最低資本金は1億円以上とする。」とありますが、資本金につきましては、運営開始迄に1億円以上とするスキームも可能と理解して宜しいでしょうか。 (『基本仮契約書(案) 第6条第2項(5)に「運営業務開始前までに…」』との記述があることにより)	ご理解のとおりです。
10	8	III	1	(2)	入札参加者の参加資格要件	クリーンセンターとリサイクルセンター共に「本工事に清掃施設工事に係る監視技術者証を有する者を専任で配置できること。」という同じ要件がございますので、両施設を兼任して1人の監視技術者を配置してよろしいでしょうか。	法律の遵守かつ建設工事の施工の管理が可能となる体制を前提とし、クリーンセンターとリサイクルセンター共に同一の企業で兼ねる場合は、1人の配置で可能とします。
11	8	III	1	(2)⑤ ア イ	入札参加者の参加資格要件	入札参加者の資格要件の「⑤建設企業」に関するア及びイに記載されている構成1市2町の企業とのアでは「建屋の建設を実施する企業には、…本店を有する1者以上含めること。」とありイでは「管理棟の建設を実施する企業は、…本店を有する1者又は複数の企業とすること。」とあります。参加資格要件としては、建屋のうちの管理棟の建設を実施する企業として、豊岡市、香美町、新温泉町のいずれかに本店を有する1者以上を含めることで満足するものと考えてよろしいでしょうか。	建屋のうち、管理棟の建設を実施する企業は、豊岡市、香美町、新温泉町のいずれかに本店を有する1者又は複数の企業とすることを求めています。このことで、建屋の建設を実施する企業の本店所在地に関する最低限の要件を満たすものとします。
12	9	III	1	(2)⑥ イ (ア)	入札参加者の参加資格要件	「平成14年12月1日以降に受注した施設」とありますが「平成14年12月以降における運転管理業務の受注実績」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
13	9	Ⅲ	1	(2)⑥ ウ (イ)	入札参加者の参加資格要件	「参加資格の確認基準日において稼働実績を有する施設」とありますが、参加資格の確認基準日を含む契約期間が記された契約書(写)で、当該証明が可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、運営実績については、完了していない業務についても実績として認めます。
14	9	Ⅲ	1	(2)⑥ エ オ	入札参加者の参加資格要件	「エ」および「オ」に規定する技術者は、同一人物でなくても良いと理解して宜しいでしょうか。	クリーンセンターとリサイクルセンター各々の総括責任者として、資格を有している方を別々に配置する場合は、可能とします。
15	10	Ⅲ	2	(5) ①	著作権	落札者の提案書には、企業の市場競争力の源泉となる技術ノウハウ・情報等が多分に含まれていることから、公表する場合は、事前に事業者の同意を得ていたことが前提と考えてよろしいでしょうか。	公表することにより、企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、北但行政事務組合情報公開条例に基づき、開示しません。ただし、これらの不開示情報以外を公表する際に、必ずしも当該企業の同意を得るとは限りません。
16	11	Ⅲ	2	(7)	予定価格	予定価格の20,308,000,000円を超えた場合に失格になり、設計・建設業務の8,493,000,000円と運営業務の11,815,000,000円を超えた場合も失格になると考えてよろしいでしょうか。	内訳については提案に際しての目安として示していません。予定価格とは異なり、いずれかが超過しても失格にはなりません。
17	11	Ⅲ	2	(8)	低入札価格調査基準価格	低入札価格調査を適用されていますが、構成市町の入札制度に則して、調査最低制限価格も適用されるご予定でしょうか。	最低制限価格は、設定しません。
18	11	Ⅲ	2	(8)	低入札価格調査基準価格	低入札価格調査基準価格の17,261,000,000円以下の場合は、失格となる場合もあると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	13	Ⅳ	2	(2)④	入札説明書に対する質問への回答の公表(第1回)	「提出された入札説明書等…平成25年3月1日(金) 組合ホームページにおいて公表する。」とありますが、この場合、回答をいただいでから資格申請書類の提出までの期間が非常に短くなることにより、資格審査に関連する回答につきましては、可能な限り早急に回答いただけるようご配慮いただけないでしょうか。	公平性に配慮し、お示ししているスケジュールのとおりとします。
20	15 16 17	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(オ) ～(シ)		副本は、入札参加者(代表企業、構成員、協力企業)が特定できるような表記を避け、伏字(アルファベットA、B、C等)表記するものと考えてよろしいでしょうか。 また、入札参加者以外の企業名、団体名等については、正本及び副本ともに、表記上の制約事項等はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	15	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(シ) A.	施設概要	図書において明示する内容は、棟別の施設面積、主要構造、建物高さ、階数を表にまとめる形で記載するものとして、特に定められた様式はないものと考えてよろしいでしょうか。	特に定めた様式はありません。棟別の施設面積、主要構造、建物高さ、階数の施設概要(その他施設含む。)を記載願います。
22	16	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(シ) F.	図面(周辺環境整備)	周辺環境整備に関する図面について、事業者の業務範囲である拠点施設ゾーン及び利用・体験の森ゾーンを対象とした図面と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	16	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(シ) I. b)	給水フローシート	クリーンセンターの給水フローシートにまとめて記載してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	16	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(シ) I. c)	排水フローシート	クリーンセンターの排水フローシートにまとめて記載してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	16	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(シ) I. d)	電気設備主回路単線系統図	クリーンセンターの電気設備主回路単線系統図にまとめて記載してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	16	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(シ) J. a)	給水フローシート	クリーンセンターの給水フローシートにまとめて記載してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	16	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(シ) J. b)	排水フローシート	クリーンセンターの排水フローシートにまとめて記載してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	16	Ⅳ	2	(2)⑩ ウ(シ) J. c)	電気設備主回路単線系統図	クリーンセンターの電気設備主回路単線系統図にまとめて記載してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
29	17	IV	2	(2)㉑ ウ(シ) o.	添付資料	「上記(オ)～(シ)を記録した電子データ(CD-R等)を2部提出」とありますが、様式14-1～様式20-2については、使用ソフトをMicrosoft「Word」及び「Excel」(Windows対応)とし、設計図書は、pdf等の形式と考えてよろしいでしょうか。 また、電子データ(CD-R等)に記録するデータは、正本に相当するデータと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、図面については、スケールが分るようにしてください。
30	17	IV	2	(2)㉑ ウ(シ) o.	添付資料	様式14-1～様式20-2の提案内容の実現性を補完することを目的とした添付資料(企業、団体等の関心表明書等)を様式20-2の後に添付してもよろしいでしょうか。 また、様式15-4で添付することとされている「プラットフォーム内平面図」については様式15-4の後に添付するものと考えてよろしいでしょうか。	様式に特段の指示がない限り、制限枚数以内の提案書としてください。 プラットフォーム内平面図については、ご理解のとおりです。
31	17	IV	2	(2)㉒	その他	様式14-1～様式20-2の文字大きさについては、10.5ポイントを標準とした上で、タイトル、図表や注釈等の記述内容に応じて、判読しやすい範囲で文字大きさを微調整してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	17	IV	2	(2)㉒	その他	各様式の余白、改ページ箇所等の書式設定については、見やすさを損なわない範囲で、微調整してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	17	IV	2	(2)㉒	その他	各様式は、片面印刷と考えてよろしいでしょうか。	片面印刷とします。
34	20	IV	5	(1)	本施設の設計・建設業務に係る対価	全体契約工期を遵守する前提であっても、長期に渡る建設工事期間中には、様々な要因により工事の進捗状況は常に変化します。従いまして、必要に応じて各年度の支払限度額の変更について、貴組合と建設事業者の間で協議する機会を設けていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	やむを得ない場合に限り、協議することも可能とします。
35	20	V	5	(2)	委託料	委託料は業務報告書及び請求書を提出してから、何日程度で支払いがあるのでしょうか。	事業者から契約書に規定する業務報告書を受領した後、組合は10日以内に委託業務の遂行内容を確認します。事業者は、組合の業務確認通知を受領した後、速やかに請求書を組合に提出するものとし、組合は請求を受けた日から30日以内に事業者に支払うこととします。
36	21	IV	5	(2)	委託料	「なお、入札価格の算定は、平成28年度から平成47年度までの間、北但ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書(運営業務編)に示す年間搬入廃棄物量があるものとして行うこと。」との記述がありますが、要求水準書(運営業務編)別紙1の「計画ごみ処理量」には「直接焼却」「可燃残渣」「汚泥」「破碎対象量」「資源化物搬入量」の分類項目しかありませんので、「ビン・カン」「ペットボトル」など、変動料金の分類に応じた計画ごみ量(全期間分)を提示願います。	別紙1を参照ください。
37	26	VIII	別紙1	※2	事業スキーム図	「※2設計企業(クリーンセンター、リサイクルセンター)、建設企業(クリーンセンター、リサイクルセンター)及び運営企業(クリーンセンター、リサイクルセンター)は構成員とし、SPCへ出資すること。」とありますが、クリーンセンター、リサイクルセンターの建屋の設計、建設を実施する企業は構成員とし、SPCへの出資が必要ということでしょうか。	クリーンセンターの建屋又はリサイクルセンターの建屋について設計又は建設を実施する者については、必ずしもSPCへ出資する必要はありません。
38	26	VIII	別紙1	※2	事業スキーム図	「※2」の注釈では、「設計企業(クリーンセンター、リサイクルセンター)……は構成員とし、SPCへ出資すること。なお、それら以外の企業については…協力企業とすることも認める。」とありますが、「建屋」の設計・建設企業はこの「それら以外」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（Ⅰ）設計・建設業務編に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
39	1	第1章	第1節	3(4) ①	ストックヤード	ストックヤードとありますが、本文中の第2章、第3章にはストックヤードとしての項目記載がありません。第4章ではストックヤード棟とあるため、ストックヤードは別棟設置と考えてよろしいでしょうか。その際に必要となるストックヤードの種類と必要容量をご提示下さい。	別棟、合棟は、事業者提案に委ねます。容量については、10t車の容量以上とし、事業者提案によるものとします。
40	2	第1章	第1節	5 6	建設場所敷地面積	今回事業における建屋建設に際して、建築基準法上の敷地境界線ほどの範囲となるでしょうか。図示にてご提示をお願いします。	別紙2を参照ください。
41	2	第1章	第1節	6	敷地面積	今回、各種規制値（臭気、騒音、振動、日影等）が適用される敷地境界は（1）北但ごみ処理施設全体事業用地、あるいは（2）北但ごみ処理施設整備事業用地、のいずれでしょうか。	No40参照。
42	2	第1章	第1節	7(4)	全体計画	煙突の位置について「（仮称）北但クリーンセンター設置に係る生活環境影響調査書（平成22年5月）」を参照とするよう記載がありますが、細位置までは読み取りが困難ですので、煙突の配置に関して用地内の位置指定があるようでしたらご提示をお願いします。	煙突の位置については、北但ごみ処理施設整備事業用地2.6haの中で計画するものとします。
43	2	第1章	第1節	7(4)	全体計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の建築物移動等円滑化誘導基準に適合させる「施設利用者、見学者等が利用する部分」とは、主に一般来場者が利用する部分と考えてよろしいでしょうか。	一般来場者及び組合が利用する部分及び手選別作業員が、作業又は利用する部分を想定しています。また、事業者において雇用する人員を踏まえ検討するものとします。
44	2	第1章	第1節	7(7)	全体計画	「（中略）指定避難場所として必要な設備・機能を考慮するとともに、（中略）」とありますが、必要な設備・機能については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。地域の防災計画、指定避難場所として必要な設備・機能等がございましたらご教授願います。	指定避難場所として、必要な設備・機能等の指定はありません。事業者の提案とします。
45	3	第1章	第1節	8	北但ごみ処理施設の立地条件	本施設用地内の緑地率等に関する規定があれば、御教示願います。	北但ごみ処理施設整備事業用地（2.6ha）内には、緑化率の指定は特にありませんが、施設配置、意匠計画等と併せ、周辺環境と調和するように提案するものとします。
46	3	第1章	第1節	8(2)	都市計画事項	緑化率について、規定や数値目標がありましたらご提示をお願いします。	No45参照。
47	3	第1章	第1節	8(4)	敷地周辺設備	(4) 受電電圧30kVは標準電圧と解釈し、実際の受電電圧は33kVと考えてよろしいでしょうか。	受電電圧30kVは標準電圧です。
48	4	第1章	第1節	8(5)	ユーティリティ取合点 井水	(5) 井水の引き込み工事について、事業者所掌範囲としては、別紙4に記載の引き込み位置以降の建設用地内配管工事とし、さく井工事及び進入道路区間の配管工事は、貴組合所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	さく井工事、さく井地点から進入道路配管取合い点までの配管工事及び建設用地内配管の工事を事業者所掌範囲とします。進入道路区間の配管工事は組合所掌範囲とします。
49	4	第1章	第1節	8(5)	ユーティリティ取合点 上水	(5) 建設工事に必要な工事用水について、別紙4に記載の上水引き込み位置より、引き込むものと考えてよろしいでしょうか。	進入道路への上水管布設は、進入道路・敷地造成工事の進捗状況に合わせ、平成26年度に発注予定です。建設工事に必要な工事用水を別紙4に記載の上水引き込み位置からの引込みは、進入道路への上水管布設工事後は可としますが、料金は事業者の負担となります。また、それまでの工事用水の確保は、事業者で確保するものとします。
50	4	第1章	第1節	8(5)	ユーティリティ取合点 下水	(5) 別紙4に記載の下水管接続位置における取り合い詳細（接続配管径、接続レベル、人孔の設置等）を御教示願います。	下水道管接続位置における条件は以下のとおりです。 管径 150mm 接続レベル 土被り60cm以上（詳細は、今後検討予定） 取合い点 人孔設置
51	5	第1章	第2節	1(2)	処理対象量	可燃性粗大の想定量をご教示ください。	No36参照。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
52	7	第1章	第2節	8(1)	運転方式	「定期整備、補修整備の場合は1炉のみ停止し、他は原則として常時運転」とありますが、貴組合および構成市町の一般廃棄物処理計画において、経年でごみは減少していく計画であることを踏まえ、計画的に（定期整備目的以外でも）全炉停止期間を設ける等の事業者提案を妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。	ごみ量が減少した場合は、別途協議するものとしませす。
53	9	第1章	第2節	11	配置計画	「クリーンセンター、リサイクルセンター、管理棟は別棟を基本とし」とありますが、各棟の安全性確保、施工のしやすさ、維持管理性等の理由で、別棟の施設整備とすべきと考えればよろしいでしょうか。	施工区分、運営管理面の明確化も踏まえご理解のとおりです。
54	11	第1章	第3節	1	処理能力	施設規模19t/5hは、表3 計画処理量の日平均処理量の比率換算にて算出するものとしてよろしいでしょうか。また、年間稼働日数を御教示願います。	ご理解のとおりです。年間稼働日数については、事業者の提案とします。
55	11	第1章	第3節	1	処理能力	P152の受入供給設備に「新聞等貯留場」とありますが、公称能力には含まれないものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	11	第1章	第3節	1(2)表3	計画処理量	近年の月変動係数または搬入量データをご教示ください。	別紙3を参照ください。
57	12	第1章	第3節	2	計画ごみ質	表4 計画ごみ質の種別に記載の各資源ごみ中に含まれる異物混入割合を御教示願います。	お示しできる資料がございませんので、ご要望に添いかねます。
58	12	第1章	第3節	2	計画ごみ質	表4 計画ごみ質のビンの単位容積重量で0.123 t/m ³ とご指示がありますが、実績等より約0.3 t/m ³ 程度と想定致します。再度御確認いただきますようお願いいたします。	要求水準書のとおりとします。
59	12	第1章	第3節	2	計画ごみ質	各ごみの組成および、各ごみに含まれる不適物量をご教示下さい。	お示しできる資料がございませんので、ご要望に添いかねます。
60	13	第1章	第3節	3(1)	搬入形態	不燃ごみ：袋・ステッカー 粗大：ステッカー、シールとありますが、シールはどの様なものか、またはどのように使い分けをされているのでしょうかご教示ください。	袋に入りきらない大きさの物は、ひも等で束ねたうえでステッカー、シールが添付されています。
61	13	第1章	第3節	3(1)	搬入形態	ビン・カンは、混合収集にて搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	14	第1章	第3節	7	主要設備方式	表5 設備方式の※・・・必要な重機は本工事に必要台数を整備する。とありますが、搬出における最終処分場への運搬車両(10t車)は本工事範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	16 17	第1章	第3節	10	処理フロー(参考)	ペットボトル及び紙製容器包装の日処理は非常に少ないことから、維持管理費の削減、スペースの有効活用の観点からラインの兼用等について事業者提案させて頂いてもよろしいでしょうか。 なお兼用とした場合、破砕袋機もペットボトルと紙製容器包装で共用となりますが、紙製容器包装に対しては除袋が困難なため、破砕機とし収集袋は後段の手選別にて回収するフローとなることを御了承願います。 ペットボトルの収集袋の容量としましても約9kg(0.9m ³)で、手選別回収におきましても問題ない容量と考えます。	品質の確保及び貯留容量の確保をすることを前提に事業者提案に委ねます。
64	23	第1章	第7節	1	試運転	「リサイクルセンターの無負荷、負荷運転、性能試験、性能試験結果確認、正式引渡しを含めて90日以上とする」とありますが試運転期間中の安定稼働試験20日を含めましても60日程度で十分と考えます。提案者の実績に基づいて60日として計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
65	29	第1章	第8節	8	保証事項	「表11 クリーンセンター 性能保証項目」の「4 飛灰・焼却灰処理物」に関し、飛灰については今回セメント再資源化し、安定化処理を行わないご指示であるため、「p9 表2 処理生成物の受入基準(クリーンセンター)」を遵守することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
66	30	第1章	第8節	8	保証事項	「表11 クリーンセンター 性能保証項目」の「9 燃焼ガス温度」に関し「脱硝装置の入口温度200℃以上」との記載がありますが、脱硝装置の運転温度については発電量を検討した上で売電収入、維持管理費を最適化する温度を事業者にて提案させていただけないでしょうか。	「表11 クリーンセンター 性能保証項目」の「9 燃焼ガス温度」に関し「脱硝装置の入口温度200℃以上」について、売電収入量が最大となるように事業者にて提案願います。ただし、生活環境影響調査結果を厳守願います。（排ガスの緒元内容は変更しても良い。）
67	34	第1章	第9節	1	かし担保	(2) ①及び②項の「別に定める消耗品」とはP.49「6 予備品及び消耗品」における消耗品と同一のものと解釈してよろしいでしょうか。	同一のものとは限りません。内容については、協議します。
68	37	第1章	第10節	3	土木・建築工事	進入道路及び1号調整池につきましては本工事範囲外と解釈しますが、本工事範囲の敷地内雨水排水と1号調整池までの配管取合点を御教示願います。	別紙4を参照ください。
69	37	第1章	第10節	4(1)	その他工事	「県道引込点から本施設敷地内受変電設備までの特高電力（引込）」の費用については、事前に組合殿にて関西電力殿との協議頂き、負担金についてご提示いただけますでしょうか。	県道引き込み点から施設までの引き込み工事は、事業者範囲です。（関西電力㈱の負担金対象工事ではありません。）
70	46	第1章	第14節	5(1)	残存工作物及び樹木	(1) 工事用地に何らかの工作物や樹木があった場合は、監督員の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分するとありますが、本施設用地は、貴組合造成後の更地の状態で、本工事を着工するものと考えてよろしいでしょうか。また貴組合造成時の伐採木及び伐根木等が確認された場合の撤去処分は別途協議と考えてよろしいでしょうか。	前段については、提示している造成完了図面の状態にて本工事を着工することとします。 後段については、伐採木及び伐根木等が確認された場合は、協議するものとします。
71	46	第1章	第14節	5(1)	残存工作物及び樹木	現在、貴組合で実施している造成工事の中で埋設物（地下水用配管や樹木等）状況がわかっているものの位置図等の図面をご教示願います。	進入道路・敷地造成工事において、1次防災計画図等に示す地下排水管等を設置します。（設置場所は、施工時により多少異なることがあります。） 別紙5を参照ください。
72	46	第1章	第14節	5(2)	地中障害物	予め貴組合より情報提供頂いた地中障害物は、事業者の負担と理解しますが、予期せぬ地中障害物の処分については、「事業者の負担」の範囲ではなく、別途協議・精算頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。内容により別途協議するものとします。
73	46	第1章	第14節	5(2)	地中障害物	(2) 地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け事業者の負担において適切に処分するとありますが、現在の計画段階においては、地中障害物の有無を想定出来ません。その為地中障害物については、別途工事として考えてよろしいでしょうか。また、工期に影響を伴うような障害物が確認された場合は、貴組合と協議願えるものとさせて頂けますようお願いいたします。	No72参照。
74	47	第1章	第14節	5(7)	工事用車両の搬出入経路	現時点で予定している「別途工事」があれば、内容とおおよその施工時期をご提示願います。	平成26年度に上下水道管及び井水管の布設工事、舗装工事を予定しています。
75	46	第1章	第14節	5(8)①	仮設物	(8)① 仮囲い(敷地境界)及び出入口ゲートを設置するとありますが、搬入道路周囲に仮囲いは不要と考えてよろしいでしょうか。また出入口ゲートの設置位置としては、搬入道路から新施設建設工事エリアへの進入口のみと考えてよろしいでしょうか。	仮囲いの位置は、ご理解のとおりです。 出入口ゲートについては、搬入道路から新施設建設工事エリアとの境界と搬入道路入口の2カ所です。
76	47	第1章	第14節	5(8)①	仮設物	「仮囲い(敷地境界)・・・」とありますが、仮囲いは「入札説明書P30 鳥瞰図眺望位置」に示されている青線枠上付近を目安に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	No75参照。
77	47	第1章	第14節	5(8)③	仮設物	(8)③ 監督員事務所内の必要な設備(事務機器等)としては、監督員何名分を想定すればよろしいでしょうか。	10名程度を想定し、什器、書棚等の人数分の設置を想定願います。
78	47	第1章	第14節	5(8)③	仮設物	(8)③ 生活雑排水については、汲み取りを行い処理するとありますが、仮設浄化槽により処理後、雨水排水へ放流してもよろしいでしょうか。また、貴組合が整備する下水道へ接続することは可能でしょうか。	進入道路への下水道管布設は、進入道路・敷地造成工事の進捗状況に合わせ、平成26年度に発注予定です。 別紙4に記載の下水道管接続位置からの引込みは、進入道路への下水道管布設工事完了後は可としますが、料金は事業者の負担となります。 また、それまでの処理は、汲み取りとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
79	47	第1章	第14節	5(8) ③	仮設物	監督員事務所約100m2程度には、見学者対応が可能な大会議室を含むと考えてよろしいでしょうか。また、備品類は、何人分を準備すればよろしいでしょうか。	前段については、見学者対応が可能な大会議室は含まないものとします。 後段については、No77参照。
80	47	第1章	第14節	5(8) ③	仮設物	「生活雑排水については汲み取りを行い処理する」とありますが、工事期間中、下記の処理方法は可能でしょうか。 ①浄化槽で適切に処理した後、清水を工事用調整池に集水する。 ②下水道へ接続する。	No78参照。
81	47 別紙1	第1章	第14節	5(9) ①	施工方法及び建設公害対策	(9)① 工事用車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出する。なお、汚水は工事用調整池に集水するとありますが、工事用調整池の変わりに仮設沈砂槽を設置し、濁水対策を行った上で、雨水排水として別紙1に記載の1号調整池へ排水するものと考えてよろしいでしょうか。	工事用調整池を整備するものとします。
82	48 別紙1	第1章	第14節	5(9) ⑤	施工方法及び建設公害対策	(9)⑤ 敷地境界の排水は、全て工事中水処理施設に集水し、排水処理装置等を設け十分な濁水対策を行い排水するとありますが、水処理施設及び排水処理装置等とは、仮設沈砂槽の設置を行うものと考えてよろしいでしょうか。また処理水については、別紙1に記載の1号調整池へ排水するものと考えてよろしいでしょうか。	濁水対策は事業者提案とします。 処理水は、工事用調整池へ排水するものとします。
83	48 214 別紙4	第1章 第4章	第14節 第3節	5(15) 2(2)	負担金 建設用地内井水配管工事	P.48に「なお、アラウト用水として使用する井戸の設置を含む」とあり、別紙4の引込み位置図において「さく井位置」が明記されています。また、P.214にて井水配管工事として「建設用地内の配管工事一式」が本工事範囲となっています。 1. 「さく井工事」は本工事範囲とし、「進入道路内配管工事」と配管取合いをして、別途工事で「建設用地内」の取合い点までを貴組合範囲で実施。建設用地内からの配管工事を本工事範囲で実施するという所掌分けの考え方でよろしいのでしょうか。 2. その場合、「さく井工事」としての本工事範囲は、井戸掘削、ケーシング・ストレーナ・ポンプ設置までとして、進入道路配管と取合うと考えればよろしいでしょうか。 3. 井水の取水レベルに指定（100m以深から取水する等）があればご教示願います。	1. ご理解のとおりです。 2. さく井工事に必要な工事は、全て事業者の所掌とします。 3. 指定はありません。
84	48	第1章	第14節	5(15)	負担金	(15) 電気の引込に関する貴組合と関西電力との協議内容が不明であり、また入札参加者が負担金の見積を行うことは不可能であることから、応札金額に負担金を見込むことは不可能です。 電気の引込負担金については公平性を確保するため、貴組合の負担として頂きますようお願いいたします。また受注者の負担となる場合は入札前に金額をご提示頂きますようお願いいたします。	No69参照。
85	48	第1章	第14節	5(15)	負担金	進入道路に施工された上下水道管は、造成工事完了予定の平成26年6月30日以降、使用できると考えてよろしいでしょうか。	使用可能時期は未定です。
86	48	第1章	第14節	5(15)	負担金	「電話、上下水道、雑用水等の組合が指示する取合い点までの引込みに伴う負担金については、本組合が負担する。」につきまして、「別紙4 引込位置図」電話の取合い点が上下水の取合い点と異なり、進入道路の県道側となっておりますが、電力含め上下水の引込位置にならないでしょうか。また、建設中の電気、電話、上下水の取合い点をご教示願います。	前段については、ご要望に添いかねます。 後段の電気、電話については、事業者の提案に委ねます。上水は、NO. 49、下水はNO. 78を参照願います。
87	48	第1章	第14節	5(15)	負担金	電力負担金は事業者側の所掌範囲となっておりますが、本事業の主たる施工範囲を考慮して、取合い点を施設近辺に変更して頂けないでしょうか。	ご要望に添いかねます。
88	49	第1章	第14節	6	予備品及び消耗品	「予備品は…保証期間内において使用したのものについては補充すること。」とありますが、保証期間とはP34 1 (2)に記載の施工のかし担保期間を示すと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
89	49	第1章	第14節	6	予備品及び消耗品	「保証期間内において使用したものについては補充する」とありますが、保証期間は、プラント機械についてはかし担保期間である引渡し後3年間と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	53	第2章	第1節	7	その他	(5)「作業員と直接接することが望ましくない廃棄物の処理対策を検討すること。」とありますが、どのような廃棄物を想定されているか御教示いただけませんかでしょうか。	直接接触により感染の可能性がある廃棄物等を想定しております。
91	55	第2章	第2節	2(5)②	プラットホーム高さ	プラットホーム有効高さについて、搬入車両やメンテナンス時に支障がないことを前提に、局所的に制限高さよりも低くなる部分が生じることは認めていただけないでしょうか。(例.見学者通路の下部など)	要求水準書のとおりとします。
92	58	第2章	第2節	6	ダンピングボックス	ダンピングボックスの形式は傾胴式と指定されていますが、特記事項を踏まえた上で、要求水準と同等以上と考えられる別の形式に関する、事業者の提案を妨げるものではないものと考えてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
93	60	第2章	第2節	9	ごみピット	「有効容量は7日分とし」とありますが、これは施設規模142t/日の7日分(142t/日×7日÷0.2t/m ³ =4,970m ³)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	60	第2章	第2節	9	ごみピット	有効容量は7日分とありますが、表1にご提示の計画処理量の日平均処理量に対する7日分の解釈でよろしいでしょうか。 【例:可燃ごみ 93.94 t/日×7日分=657.58 t】	No93参照。
95	62	第2章	第2節	10(4)ア	定格荷重算出用のごみの単位体積重量	定格荷重算出用のごみの単位体積重量はメーカー提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
96	64	第2章	第2節	12(4)④	放水銃装置	④「放水銃は原則としてごみクレーン操作室、又は、ごみクレーン見学スペースの下部付近に設置する」とありますが、配置計画、防災面で最も有効な位置(例:ホップステージ)を事業者にて提案させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
97	68	第2章	第3節	5	焼却炉本体	「ごみと接触する壁面に炭化珪素質レンガを用いる場合は、横積(半枚)施工してはならない。」とされていますが、水冷壁構造とする場合には冷却効果を考慮し、事業者にて提案することでよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
98	68	第2章	第3節	5(3)①	焼却炉本体主要項目構造	「耐火物は、原則として全面水冷壁構造とする」とありますが、全面の水冷壁が不要な場合もあることより、耐火物の構造詳細は事業者の提案としてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
99	73	第2章	第4節	1	ボイラー	過熱器管の材質は耐久性の度合いを考慮して事業者の提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
100	73	第2章	第4節	1	ボイラー	ボイラードラム容量は事業者の実績に基づき提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
101	73	第2章	第4節	1	ボイラー	ボトムブロー弁は当社実績に基づき手動式 漸開弁としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
102	73	第2章	第4節	1(4)⑦	ボイラー	「⑦過熱器は、ダストや排ガスによる摩耗・腐食の起きにくい位置、材質(SUS310S以上)、構造を配慮して設ける。」とありますが、磨耗・腐食は過熱蒸気の温度域・部位によって異なることから、イニシャル・維持補修費が最適となる材質を事業者にて提案することでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
103	74	第2章	第4節	2	ボイラー鉄骨	強度計算書の提出が必要となるボイラー鉄骨の詳細な定義について御指示ください。	ボイラー鉄骨の強度計算の要領の質問であれば、要求水準書 p 206によるものとします。
104	74	第2章	第4節	2	ボイラー鉄骨	ケーシングの厚さは当社実績に基づき提案することでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
105	75	第2章	第4節	4	ボイラ落下灰ホッパシュート	「ボイラ落下灰ホッパシュート、ボイラ下部ホッパシュートは、ボイラより落下するダストを速やかに排出するものとし、飛灰処理の対象とする。」とありますが、一方で「p69 5焼却炉本体⑩ ボイラダストは、主灰と同様にセメント原料化の対象とする。」とあります。ボイラダストは事業者提案としてよろしいでしょうか。	ボイラより落下するダストは、主灰として処理するものとし、セメント原料化の対象とします。
106	75	第2章	第4節	4	ボイラ落下灰ホッパシュート	「飛灰処理の対象とする」とありますが、本事業では場内で飛灰の薬剤安定化処理は行わないため、飛灰処理の対象とせず、主灰とともに回収しセメント化する計画としてもよろしいでしょうか。	No105参照。
107	76	第2章	第4節	5	スートブロー	(4) 特記事項 ⑥ 「スートブローへの蒸気供給はアキュームレータを介して行うこと。」⑦ 「ボイラの形式によっては槌打式とすることも可能とする。」とありますが、蒸気タービンの運転に支障無い場合には、アキュームレータ設置の可否は事業者提案としてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
108	77	第2章	第4節	8	脱気器	「1基にて2缶分のボイラ給水を全量脱気するために」及び「1系1基」とのご指示ですが、共通1基であっても能力的に問題なく、かつ共通休炉時にメンテナンス可能であるため、脱気器の基数については、事業者提案としてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
109	77	第2章	第4節	8(2)	脱気器数量	脱気器の数量が、「1系1基」となっていますが、共通で1基でも十分運用可能ですので、共通1基としてもよろしいでしょうか。	No108参照。
110	79	第2章	第4節	10(1) ⑤カ	薬液注入装置	「⑤カ 薬液貯槽は可搬式容器とし、簡易着脱継手により～～容易に補給可能な構成とする。」とありますが、薬液の補給方法については運転員に負担とならない方法を考慮した上で、事業者にて提案させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
111	79	第2章	第4節	10(1) (2)	薬液注入装置	(1)(2)「薬液注入装置」につきまして、維持管理性に優れ、当グループでも実績のある1液タイプの薬液を採用することも可能と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
112	88	第2章	第5節	1	減温塔	発電効率の向上を図るため、「排水クロズド」や「ろ過式集じん器200℃以下」等の要求水準を遵守した上で、減温塔の可否については事業者提案としてよろしいでしょうか。	事業者提案を可とします。
113	88	第2章	第5節	1(5) ② 1(7) ⑩	減温塔	「噴射水ポンプの数量は、1系列2基とし」とありますが、1系列で1基ずつ設置し、共通で予備を1基設ければ安定稼動に支障ないため、冷却水噴霧ポンプの数量は、3基（うち1基予備）としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
114	89	第2章	第5節	1(7) ⑥	減温塔	⑥逆洗式ストレーナ1炉につき2基（1基予備）を設置すること、とありますが、性能上問題のない場合は、Y型ストレーナを1炉につき2基（1基予備）設置してよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
115	89	第2章	第5節	1(7) ⑥	減温塔	「逆洗式ストレーナ1炉につき2基（1基予備）を設置すること」とありますが、性能上問題のない場合は、Y型ストレーナを1炉につき2基（1基予備）設置してよろしいでしょうか。	No114参照。
116	90	第2章	第5節	2(4) ③	ろ過式集じん器 付属機器	バイパス煙道は、「炉の起動時、停止時（メンテナンス時）を含め、常時集じん可能を原則とする」ため、バイパスに通ガスすることはなく、設置不要としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	90	第2章	第5節	2(5) ⑨	ろ過式集じん器 特記事項	「飛灰とともに捕集して薬剤処理の対象とする」とありますが、本事業では飛灰の場内薬剤安定化処理は行わないため、飛灰処理の対象とせず、乾燥飛灰として場外搬出することでよろしいでしょうか。	乾燥飛灰として、セメント原料化するものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
118	91	第2章	第5節	2(5) 21	ろ過式集じん器 特記事項	選定するコンベヤの形式（スクリーウ式等）によってはウェアリングプレートの設置が適切でないこともあるため、耐摩耗性を有した仕様とすることを前提に、ウェアリングプレートの設置は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
119	92	第2章	第5節	3(7) ⑥	HCL、SOx除去設備 薬剤定量供給機 材質	ステンレスのご指定は、切出部の機能低下を防止する目的と解釈しますので、粉体との接触部分に関して適用されるものと考え、ケーシング等は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
120	92	第2章	第5節	3(8) ②	HCL、SOx除去設備 特記事項	「供給ブロワは、1炉1系列とし、それぞれに予備ブロワを設置する」とありますが、1系列で1基ずつ設置し、共通で予備を1基設ければ安定稼動に支障ないため、供給ブロワ（薬剤輸送用送風機）の数量は、3基（うち1基予備）としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
121	92	第2章	第5節	3(8) ③	HCL、SOx除去設備	「(8)特記事項③ サイロレベル計は、中央制御室及び現場に貯留レベル・・・を表示する」と記載がありますが、HCL、SOx除去設備に現場動力制御盤を設置しない場合、中央制御室のみに貯留レベルを表示するとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
122	92	第2章	第5節	5(1) ⑤ア	ダイオキシン類除去設備 特記事項	粉末活性炭の供給ブロワを、HCL、SOx除去設備の薬剤供給ブロワに加えて更に設置しますと、機器点数および電力負荷が増加します。粉末活性炭の供給ブロワとHCL、SOx除去設備の薬剤輸送用送風機を兼用とすることで、電力負荷の低減に加えメンテナンスの軽減に繋がりますので、兼用としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
123	93	第2章	第5節	4(4) ⑥	脱硝設備	(4) 特記事項 ⑥「触媒での反応温度を考慮し、排ガス温度を230℃程度に昇温するために再加熱器を設ける」とありますが、排ガス再加熱器の設計温度については発電効率を重視した上で、最適となる温度を事業者提案としてよろしいでしょうか。	No66参照。
124	94	第2章	第5節	5(1) ⑤イ	ダイオキシン類除去装置	「⑤特記事項 イ サイロレベル計は、中央制御室及び現場に貯留レベル・・・を表示する」と記載がありますが、ダイオキシン類除去設備に現場動力制御盤を設置しない場合、中央制御室のみに貯留レベルを表示するとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
125	97	第2章	第6節	4(4) ②	排ガス再加熱器	(4) 特記事項 ②「加熱器の接ガス部は、耐食性を考慮してSUS316を使用し」とありますが、実績的にイニシャル・維持補修費を最適とできる材質を事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
126	97	第2章	第6節	4(4) ④	排ガス再加熱器	(4) 特記事項 ④「白煙減少対策に支障のない温度まで上昇させるのに必要な容量かつ、煙突出口において排ガス温度200℃以上を確保できる容量を原則とする。本装置なしの場合は適用除外とする。」とありますが、排ガス再加熱器を設置した場合にのみ「白煙防止条件」や「排ガス温度200℃以上」を遵守する必要があり、エネルギーをロスしてしまいます。排ガス再加熱器出口排ガス温度は事業者提案とさせていただきます。排ガス再加熱器出口排ガス温度は事業者提案とさせていただきます。排ガス再加熱器出口排ガス温度は事業者提案とさせていただきます。排ガス再加熱器出口排ガス温度は事業者提案とさせていただきます。	事業者の提案を可とします。
127	98	第2章	第6節	5	風道	(4) 特記事項 ⑨「合流部・分岐部・転向部はいずれも～ゆるやかな円弧形状とし、内部にペーンを設けるものとする」とありますが、ダクト形状及びペーンの可否については、偏流に十分留意することを前提として、事業者提案とさせていただきます。排ガス再加熱器出口排ガス温度は事業者提案とさせていただきます。排ガス再加熱器出口排ガス温度は事業者提案とさせていただきます。排ガス再加熱器出口排ガス温度は事業者提案とさせていただきます。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
128	99	第2章	第6節	7	誘引通風機	付属品に消音器が記載されていますが、誘引通風機の後段に排ガス再加熱器や触媒反応塔を設置する場合、これら後段機器を通過する際に誘引通風機の騒音を十分に低減できるため、消音器を省略することは可能でしょうか。消音器を省略することで通風抵抗が減少し、省エネルギー効果が期待できます。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。ただし、スペースは確保してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
129	103	第2章	第7節	3 4	金属選別機 不適物選別機	p9に示された（財）ひょうご環境創造協会の受入基準を遵守することを前提に、これら主灰選別機の要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。 ●セメント化への受入基準が本表に示された項目のみである場合、機器の仕様決定が出来ません（選別機なしで基準の遵守が可能です） ●（財）ひょうご環境創造協会殿においてもセメントの不適物は選別されるため、本クリーンセンターと二重の設備となってしまいます。 ●仮にクリーンセンター単独で選別機を設置しても、除去される物は少なく（主灰中の数%程度）、インシヤル・維持補修費用が増大するのみで効果が少ないと考えます。	事業者提案を可とします。
130	104	第2章	第7節	6(3) ①	焼却灰ピット 容量	容量は、焼却灰の日平均発生量の7日分以上ではなく、2炉定格運転（71t/d×2炉）時に発生する焼却灰の7日分以上として算定すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	105	第2章	第7節	6(4) ⑨	灰ピット	(4) 特記事項 ⑨「クレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上とする」とありますが、灰の分散貯留のスペースを十分に確保し、かつクレーンバケットと灰ピットの接触には十分留意した設計を行うことを前提とし、灰ピットの平面寸法は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
132	105	第2章	第7節	7(3) ①	灰汚水槽 容量	容量は、貯留する主灰（湿灰）から発生する汚水想定量の7日分として算定すればよろしいでしょうか。	7日分以上として算定願います。
133	105	第2章	第7節	8(4) ⑤	灰クレーン	(4) 特記事項 ⑤「積載時間：15分以内」とありますが、搬出の頻度が少ないため、積載時間は30分以内とさせていただけないでしょうか。想定される主灰の搬出頻度は1日に1～2回程度、不適物の搬出頻度は1週間に1回程度であり、積載時間30分以内としても運用上全く問題ないと考えます。	要求水準書のとおりとします。
134	105	第2章	第7節	8(4) ⑤	灰クレーン	「15分以内」とありますが、これは手動運転時において達成可能とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、自動運転による積載時間については、確認協議するものとします。
135	106	第2章	第7節	8(5) ⑩	灰クレーン	(5) 特記事項 ⑩「ピット側窓ガラスは、埃を掃除できる構造とし、自動洗浄装置を設置する」とありますが、灰クレーンは常時使用ではないため、日常点検作業の際に、必要に応じて作業員が手動にて窓ガラスを清掃するものとし、自動洗浄装置の要否は事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
136	106	第2章	第7節	8(5) ⑭	灰クレーン	(5) 特記事項 ⑭「中央制御室において全自動、半自動操作が可能」の記載がありますが、中央制御室においては現場を直接確認できないため、遠隔操作は行いにくく、かつ危険と思われます。つきましては同項⑩にてご指定の位置に設置した専用操作室から各種操作を行うこととし、中央制御室からは操作しない提案とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
137	106	第2章	第7節	8(5) ⑭	灰クレーン	「クレーンの運転は、焼却主灰クレーン室において全自動、半自動、手動、中央制御室において全自動、半自動操作が可能」とありますが、灰クレーンの操作は安全性の観点より、クレーンを視認できる焼却主灰クレーン室からのみとしたいので、中央制御室においての操作可否は事業者提案とさせて頂くことでよろしいでしょうか。	No136参照。
138	114	第2章	第9節	4	プラント排水 処理設備	プラント排水処理システムについて、「有機系プラント排水は生物処理後無機系プラント排水と合併処理、無機系汚水は中和、凝集沈殿、ろ過等により所定の水質を確保して再利用できる計画とする」とありますが、発電効率向上と排水クロウズの観点から、処理方式については記載システムと同等以上の水質が得られる方式を事業者提案としてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
139	116	第2章	第9節	4(4) ⑬	プラント排水 処理設備 特記事項	ボイラー排水受槽の容量は、ボイラー1缶の缶水保有量以上を確保すればよろしいでしょうか。	ボイラー2缶分の缶水保有量以上とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
140	118	第2章	第10節	3(1)	構内引込用区分開閉器	特別高圧30kV受電の場合、通常電力会社との責任分界点は特高受電盤の1次側となりますので、構内引込用区分開閉器は電力会社側の供給範囲と考えてよろしいでしょうか。（工事負担金は事業者が負担）	構内引込開閉器は、事業者の範囲となります。
141	120	第2章	第10節	7(4)	中央監視操作盤	受電設備・高圧配電設備等の遠隔操作・監視は計装制御設備に組み込むようにのご指示があることから（pp.125～131）、中央制御室のオペレータコンソールにて一括で監視・制御する計画とし、中央監視操作盤を省略してもよろしいでしょうか。誤操作の防止や運転の容易性の面からも優れていると考えます。	要求水準書のとおりします。
142	123	第2章	第10節	9(3)	非常用発電機	「瞬時並列が可能となるように計画すること。」とありますが、組合殿と関西電力殿との協議の結果、瞬時並列は可能との結論を得ていると考えてよろしいでしょうか。	瞬時並列は必要ありません。
143	125	第2章	第11節	1	計画概要	計装制御システムは、DCSと同等の機能を有し、拡張性が高く、更新が容易なPLC計装システムで構成してもよろしいでしょうか。	DCSによる制御とします。
144	127	第2章	第11節	2(4)③	計装制御計画その他	「集じん灰固化物」は飛灰と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	135	第2章	第12節	1(5)⑦	発電機	力率が「80%（遅れ）」とありますが、施設の最適化を図る為、数値の提案をしてよろしいでしょうか。	力率は80%以上とします。
146	136	第2章	第12節	1(6)⑩	特記事項	「単独運転を可能とし」とありますが、単独運転防止のため、転送遮断装置、又は単独運転防止装置等の保護方式はどの様なものにすべきか（組合殿と関西電力殿との協議により決定している保護法式があれば）ご教示願います。	現在のところ、協議は行っていません。
147	136	第2章	第12節	1(6)⑪⑫⑬	タービン発電設備 特記事項	特記事項の⑪、⑫と⑬には記載の違いがありますが、過速度遮断装置は電気式と機械式等の二重化とし、ターニング装置は電動式と手動式を併設することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	137	第2章	第12節	2(6)	温水設備の特記事項	(6)「施設から発生する余熱を温水へ変換し、施設内における給湯、冷・暖房に利用する」とありますが、蒸気を極力発電に回すことで売電収入及び維持管理費面のトータルでメリットがある場合には、ヒートポンプ方式の空調設備、及び電気式給湯の提案も可能としていただけないでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
149	137	第2章	第12節	2(6)	温水設備の特記事項	「余熱を温水へ変換し」と有りますが、給湯、冷暖房への利用については、電気による供給で計画することもよろしいでしょうか。	No148参照。
150	140	第2章	第13節	4	洗車装置	本洗車装置は、P214に記載の洗車場に設置する設備と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	145	第3章	第1節	8	その他	道路を横断する配管、ダクト類は道路面から有効高さ4.5m以上とすることありますが、P53記載には4.0m以上とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	道路を横断する配管、ダクト類は道路面から有効高さ4.5m以上とします。
152	147	第3章	第2節	4	ダンピングボックス	ダンピングボックス設置の目的として「ビット転落の危険性があるの〜」とあります。ヤード受入方式にて提案の場合には、本装置は不要と考えてよろしいでしょうか。展開検査に必要なスペースは確保します。	ヤード受入方式として、展開検査に必要なスペースを確保した場合は、事業者提案を可とします。
153	147	第3章	第2節	4	ダンピングボックス	受入貯留場で不適物、危険物等を除去し、重機により投入する方式で計画する場合は、ダンピングボックスを削除してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、No152の場合は事業者提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
154	147	第3章	第2節	4	ダンピングボックス	ダンピングボックスの形式は傾胴式と指定されていますが、特記事項を踏まえた上で、要求水準と同等以上と考えられる別の形式に関する、事業者の提案を妨げるものではないものと考えてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
155	148	第3章	第2節	5(3)①	不燃ごみ貯留ピット容量	容量は、貴要求水準書P.11 表3に記載されている不燃ごみの日平均処理量の3日分ではなく、定格運転時処理量の3日分として算定すればよろしいでしょうか。	施設規模 (t/5h) の3日分とします。
156	149	第3章	第2節	6 7 8 9 10 11	不燃ごみ貯留場 粗大ごみ貯留場 ビン・カン貯留場 ペットボトル貯留場 プラスチック製容器包装貯留場 紙製容器包装貯留場	受入貯留場の貯留日数で3日分以上とありますが、表3計画処理量の日平均処理量に対する3日分の解釈でよろしいでしょうか。 【例:不燃ごみ 3.82 t /日×3日分=11.46 t】	No155参照。
157	149	第3章	第2節	6(4)④	不燃ごみ貯留場貯留日数	容量は、貴要求水準書P.11 表3に記載されている不燃ごみの日平均処理量の3日分以上ではなく、定格運転時処理量の3日分以上として算定すればよろしいでしょうか。	No155参照。
158	150	第3章	第2節	7(4)④	粗大ごみ貯留場貯留日数	容量は、貴要求水準書P.11 表3に記載されている粗大ごみの日平均処理量の3日分以上ではなく、定格運転時処理量の3日分以上として算定すればよろしいでしょうか。	No155参照。
159	150	第3章	第2節	8(4)④	ビン・カン貯留場貯留日数	容量は、貴要求水準書P.11 表3に記載されているビン・カンの日平均処理量の3日分以上ではなく、定格運転時処理量の3日分以上として算定すればよろしいでしょうか。	No155参照。
160	150	第3章	第2節	9(4)④	ペットボトル貯留場貯留日数	容量は、貴要求水準書P.11 表3に記載されているペットボトルの日平均処理量の3日分以上ではなく、定格運転時処理量の3日分以上として算定すればよろしいでしょうか。	No155参照。
161	151	第3章	第2節	10(4)④	プラスチック製容器包装貯留場貯留日数	容量は、貴要求水準書P.11 表3に記載されているプラスチック製容器包装の日平均処理量の3日分以上ではなく、定格運転時処理量の3日分以上として算定すればよろしいでしょうか。	No155参照。
162	151	第3章	第2節	11(4)④	紙製容器包装貯留場貯留日数	容量は、貴要求水準書P.11 表3に記載されている紙製容器包装の日平均処理量の3日分以上ではなく、定格運転時処理量の3日分以上として算定すればよろしいでしょうか。	No155参照。
163	152	第3章	第2節	12	新聞等貯留場	新聞等貯留用コンテナは委託業者にて準備いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、詳細構造等ご教示ください。	事業者にて準備するものとし、詳細構造は協議によるものとします。
164	152	第3章	第2節	13	段ボール一次貯留場	ダンボール貯留用コンテナは委託業者にて準備いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、詳細構造等ご教示ください。	No163参照。
165	153	第3章	第2節	14	蛍光管・乾電池貯留場	蛍光管・乾電池貯留用ドラム缶は委託業者にて準備いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者にて準備するものとします。
166	162	第3章	第3節	9(5)①	高速回転破碎機建屋構造体	構造体は、爆発に耐える鉄筋コンクリート造とありますが、RC造ではなく、S造+PC板とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
167	162	第3章	第3節	10	高速破砕機排出コンベヤ	横型破砕機の場合は排出口が下方方向となることから、排出コンベヤの設置が必要となりますが、堅型破砕機の場合、排出口は横方向となるため、コンベヤを設置しなくても排出に支障ありません。維持管理費・消費電力低減の観点からも設置の要否については事業者提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
168	162	第3章	第3節	10	高速破砕機排出コンベヤ	形式が密閉型トラフ形振動コンベヤに指定されていますが、破砕機の種類を考慮して形式を選定させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
169	171	第3章	第4節	6	ビン・カン手選別コンベヤ	「選別したビンは、種別毎にリサイクルセンター内の一次貯留場に保管した後、ストックヤードに搬送する」とありますが、工場棟内に必要容量分(10 t車1台分)のヤードを確保する計画としてよろしいでしょうか。構内で搬送する作業が省力化できます。	10t車の容量以上とし、事業者提案によるものとします。
170	173	第3章	第4節	11(4) ④	特記事項	「圧縮成型品の寸法は、一般的なパレット…」とありますが、パレットは事業者にて調達するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	181	第3章	第7節	1	紙製容器包装受入ホッパ	紙製容器包装の処理量が非常に少ないことを考慮し、紙製容器包装の圧縮梱包処理に必要な機能を満足する前提で、本機の設置に関しては事業者の提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
172	181	第3章	第7節	2	紙製容器包装供給コンベヤ	紙製容器包装の処理量が非常に少ないことを考慮し、紙製容器包装の圧縮梱包処理に必要な機能を満足する前提で、本機の設置に関しては事業者の提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
173	182	第3章	第7節	3	紙製容器包装破袋・除袋機	収集物の形状及び比重より収集袋と分離して回収することは困難となります。よって本装置は破袋機構のみとし、収集袋は後段の手選別にて回収するものとさせていただきますでしょうか。	収集袋を手選別にて回収することを可とします。
174	182	第3章	第7節	3	紙製容器包装破袋・除袋機	紙製容器包装の処理量が非常に少ないことを考慮し、紙製容器包装の圧縮梱包処理に必要な機能を満足する前提で、本機の設置に関しては事業者の提案とさせていただきますでしょうか。	No173参照。
175	182	第3章	第7節	4	紙製容器包装手選別コンベヤ	紙製容器包装の処理量が非常に少ないことを考慮し、紙製容器包装の圧縮梱包処理に必要な機能を満足する前提で、本機の設置に関しては事業者の提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
176	184	第3章	第8節	1	破砕鉄ホッパ(不燃・粗大系)	排出ゲート方式が油圧式と指定されていますが、メンテナンス等考慮して電動式としてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
177	184	第3章	第8節	2	不燃残渣ホッパ	排出ゲート方式が油圧式と指定されていますが、メンテナンス等考慮して電動式としてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
178	184 185	第3章	第8節	1 2 3	破砕鉄ホッパ 不燃残渣ホッパ 破砕アルミ貯留ホッパ	排出ゲート方式で油圧式とありますが、メンテナンス性及び維持管理費を考慮して他の方式をご提案してもよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
179	185	第3章	第8節	3	破砕アルミ貯留ホッパ	排出ゲート方式が油圧式と指定されていますが、メンテナンス等考慮して電動式としてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
180	185	第3章	第8節	4	破砕鉄貯留場(建築本体工事に含む)	1.破砕鉄ホッパ(不燃・粗大系)に10 t車1台分の容量を持たせ、搬出車に直接積み込める方式としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
181	185	第3章	第8節	4 5	貯留場	「破砕鉄貯留場及び破砕アルミ貯留場をストックヤード内に設けることとし、貯留容量は10t車1台分とする」とありますが、作業効率を考慮し、工場棟内の各ホッパにて10 t車1台分を貯留可能とした計画としてよろしいでしょうか。 また、その場合ストックヤード内には不要と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
182	186	第3章	第8節	5	破砕アルミ貯留場	3. 破砕アルミ貯留ホッパに10 t車1台分の容量を持たせ、搬出車に直接積み込める方式としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
183	186 187 188 189	第3章	第8節	6 7 11 12 13	スチール缶圧縮成型品貯留場 アルミ缶圧縮成型品貯留場 ペットボトル圧縮成型品貯留場 プラスチック製容器圧縮成型品貯留場 紙製容器圧縮成型品貯留場	作業効率を考慮し、工場棟に各圧縮成型品の貯留(10 t車1台分)スペースを設け、ストックヤードを工場棟に一体として設ける提案としてよろしいでしょうか。	No39参照。
184	189	第3章	第8節	14	段ボール貯留場	受入供給設備記載のプラットホームにて一次貯留された新聞等及び蛍光管・乾電池はストックヤードへの貯留は不要と解釈してよろしいでしょうか。	ストックヤードへの貯留も必要です。
185	191	第3章	第9節	3	活性炭脱臭装置	本装置は、専用に区画された部屋に収納することとありますが、活性炭の入替え作業での飛散防止対策を講じることを前提とし、専用区画室の要否は事業者提案とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。
186	191	第3章	第9節	4	排風機	消音装置(サイレンサ)を設けることとありますが、同等の消音効果が得られる代替設備を事業者提案としてもよろしいでしょうか。 また、専用の部屋に設置することとありますが、装置本体にて防音対策を行いますので、機械選別室への設置を可能としていただけませんか。	要求水準書のとおりとします。
187	197	第3章	第12節	1	計画概要	計装制御システムは、DCSと同等の機能を有し、拡張性が高く、更新が容易なPLC計装システムで構成してもよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
188	202	第3章	第13節	1	雑用空気圧縮機	数量2基(うち1基予備)とありますが、リサイクルセンターは5h/日運転であり、日常の点検及びメンテナンスを行うことにより実績におきましても故障の頻度はほとんどなく、アフターサービスによる迅速な対応確保しております。維持管理費の削減等も考慮し、数量については事業者提案とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。
189	203	第3章	第13節	4	重機	本施設で使用する重機は、リースにて対応してもよろしいでしょうか。	不可とします。
190	207	第4章	第1節	4(2) ⑤	構造計算	建屋は、構造種別、高さにかかわらず、建築基準法施行令「高さ 31mを越え、60m以下の建築物」に指定された計算手順により行い、用途係数I=1.25 を使用すると記載がありますが、クリーンセンター及びリサイクルセンター以外の建屋(管理棟、付属棟など)については、適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	クリーンセンター及びリサイクルセンター以外の建屋(管理棟、付属棟等)についても適用するものとします。
191	207	第4章	第1節	4(2) ⑥	構造計算	全ての施設の保有耐力の計算を行い、施設が災害時の応急対策活動や災害廃棄物の受け入れが可能な状態であるかの確認を行うと記載がありますが、建築基準法第20条第1項において保有水平耐力計算が必要と定められている建築物の規定に該当しない本施設の建屋は適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	建築物の規定に該当しない本施設の建屋についても適用するものとします。なお、保有耐力の計算時において、変形はRC造では二百分の一以下、S造部分については、百分の一以下とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
192	207	第4章	第1節	4(3) ⑤	設計応力 容積計算	「処理対象物、主灰・飛灰処理物のかさ比重は、…1/2倍以下として計算する。」と記載されていますが、記載内容の意図をご教示願います。例えば、ごみピット容量の計算に関しては、あくまでP. 60に記載の単位堆積重量を採用して計算するものと考えますが、考え方に相違はないでしょうか。	処理対象物及び灰（主灰・飛灰）の重量計算を行う時は、比重の2倍を用いて計算し、ピット容積の計算を行う時は、比重の1/2を用いて計算するものとしませす。
193	208	第4章	第1節	4(6) ①オ	屋根	屋根仕上げについて、ルーフデッキに類する折板（山高160程度のシングル折板）を炉室等の大屋根に採用することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	炉室等の大屋根部は原則、シート防水又はアスファルト防水としてください。ただし、積雪、凍結等を考慮した場合においてはこの限りではありません。
194	209	第4章	第1節	4(6) ④ウ	内壁	(6)④ウ コンクリートブロック造及びALC造壁は原則として用いないとありますが、屋内で、凍害の影響等を受けにくい箇所については、ALC造壁の使用も可能と考えてよろしいでしょうか。	地下部分及び建屋内での凍害や機密性を要求されない部分以外については、協議により提案可能とします。
195	209	第4章	第1節	4(6) ④ウ	内壁	コンクリートブロック造及びALC 造壁は原則として用いないと記載がありますが、これはヤードなど機能的に壁面に荷重がかかる箇所に適用される内容と解釈し、施設内の一般的な間仕切り壁には、ALC板を採用できるものと考えてよろしいでしょうか。	No194参照。
196	209	第4章	第1節	4(6) ⑤オ	建具	児童が立ち入る部屋のガラスとは、外部に面する窓のガラスを除くものと考え、内部建具や間仕切り壁に嵌め込まれるガラスを対象とするものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、屋外のガラスについても衝撃等による飛散防止を考慮したものとしてください。
197	209	第4章	第1節	4(6) ⑤ク	建具	ガラスの耐風圧計算に関わる強度計算は、告示1458号に従って高さ13～60mの建屋では、再現期間50年と設定するものとしてよろしいでしょうか。	設計用再現期間を100～200年程度で設定するものとします。
198	209	第4章	第1節	4(6) ⑤シ	建具	(6)⑤シ 鋼製ドアはメラミン焼付塗装としますが、塗装の剥がれ等があった場合を考慮し、現場での塗装・吹付け等補修が容易な方法を事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
199	209	第4章	第1節	4(6) ⑤シ	建具	外部に面する鋼製ドアはメラミン焼付ではなく、現場塗装（SOP程度）としてよろしいでしょうか。	No198参照。
200	210	第4章	第1節	4(6) ⑤ス	建具	管理棟の主玄関など、主要な出入口を自動扉として提案する場合、電気錠は不要になるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとし、電気錠を設置願います。
201	210	第4章	第1節	5	建屋基本構造	各建屋構造として、PC板とありますが、凍害性等を考慮した上で、押出成形セメント版等の外壁材を提案してもよろしいでしょうか。なお、押出成形セメント板採用の場合は、板自体の重量減（PC板の約1/6）により、構造的にも有利に働くと考えられます。	要求水準書のとおりとします。
202	210	第4章	第1節	5	建屋基本構造	管理施設の構造は事業者提案としてよろしいでしょうか。	クリーンセンター等と同程度の仕様とします。
203	210	第4章	第1節	5	建屋基本構造	建屋の基本構造については、記載されている内容を基本として、事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとし、同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
204	210	第4章	第1節	5(1) (2)	クリーンセンター リサイクルセンター	クリーンセンター及びリサイクルセンターにおいて、鉄骨造部分の外壁を80mm 厚以上のPC 板とするよう記載があります。外装材として、ALC板または押出成形セメント板の採用は認められないでしょうか。またその場合、穴あきPC板（t 80mm以上）の採用は認められるものと解釈しますが、よろしいでしょうか。	No201参照。
205	210	第4章	第1節	5(4)	管理棟	県産材の使用促進の一助として、管理棟を木造として提案することは可能でしょうか。	基本構造は要求水準書のとおりとします。なお、内外装材等について、県産材の使用を妨げるものではありません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
206	211	第4章	第1節	7	積雪寒冷地における設計上の配慮事項	本事業用地エリア内における凍結深度を御教示願います。	凍結深度の設定はございません。
207	214	第4章	第3節	1(2)	造成工事	(2) 造成工事について、計画から施工までを本組合が実施するとありますが、本工事期間(試運転含む)は、平成26年7月から平成28年3月31日までの21ヶ月となっており、豪雪地域であることも考慮すると非常に厳しい工期と考えます。その為、造成工事完了前に本施設建設工事を着手することも可能と考えてよろしいでしょうか。	造成工事については、現在進行中であり、現場着工可能な状況も明確に出来てません。よって、提案においては、造成完了後の着工を想定してください。
208	214	第4章	第3節	1(2)	造成工事	貴組合が行う本施設用地外での緑化工事を行う為に事業者が実施すべき「…あらかじめその便宜に配慮する」事項として具体的な事項があればご教示願います。	組合が行う本施設用地外の緑化工事は、今後検討する予定です。
209	214	第4章	第3節	2	付帯・外構工事	駐車場の台数で、貴組合職員用及び一般用の必要台数を御教示願います。	一般用及び職員用駐車場として50台程度、見学者用大型バス2台とします。
210	214	第4章	第3節	2(1)	太陽光発電設備工事	環境学習に供する程度の太陽光発電設備とありますが、発電量の最少容量の設定値がございましたらご教示願います。	特にありません。事業者の提案とします。
211	214	第4章	第3節	2(5)	防火水槽工事	設置する防火水槽容量をご教示願います。	常時貯水量40㎡以上とします。なお、この場合の防火対象物からの1つの消防水利に至る距離は、120m以内です。
212	214	第4章	第3節	2(6)	洗車場工事	1日当りの洗車台数はどの程度が御教示願います。	別紙6を参照ください。
213	140 214	第2章 第4章	第13節 第3節	4 2(6)	洗車装置 洗車場工事	1. P. 140の洗車装置では、「主に一般車両」を洗車する計画となっておりますが、一般車両の洗車ではなく、P. 214の「4tバクカー、4tトラック」を洗車するものと考えればよろしいでしょうか。 2. また、洗車場は腰壁のみで、屋根ナシとする計画でよろしいでしょうか。	前段については、主に一般車両を洗車する計画としますが、「4tバクカー、4tトラック」が同時に7台利用可能な広さを確保するものとします。 後段については、屋根は設置するものとします。
214	215	第4章	第3節	2(7)	車両棟工事	(7) 「車両棟」につきまして、事業者は車両棟の整備を行うものであり、①～③の車両の調達(公用車、残渣運搬車、除雪車)については貴組合所掌と理解して宜しいでしょうか。	残渣運搬車及び除雪車等の重機については、事業者にて、整備するものとします。
215	215	第4章	第3節	2(10)	外灯	(10) 外灯の設置箇所について、本施設用地入口までの搬入道路区間は、貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	事業者の所掌とします。設置本数については、50m程度の間隔とします。
216	215	第4章	第3節	2(10)	外灯	設置箇所として「本施設用地の全域」と有りますが、本工事対象範囲は、P. 2の「北但ごみ処理施設整備事業用地面積：約2.6ha」を対象とする考えでよろしいでしょうか。 仮に全体の約36.6haを対象とする場合、設置灯数をどの程度見込めばよろしいのかご教示願います。	設置範囲は、北但ごみ処理施設整備事業用地と本施設用地入口までの進入道路区間とします。設置本数については、北但ごみ処理施設整備事業用地は、事業者提案とし、本施設用地入口までの進入道路区間は、50m程度の間隔とします。
217	216	第4章	第3節	2(12)	進入道路表層修繕工事	進入道路の表層修繕工事の程度及び範囲について御教示願います。	進入道路の通常使用による修繕については、組合の所掌とします。
218	216	第4章	第3節	2(12)	進入道路表層修繕工事	路盤の修繕は本工事事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。 また、白線引きや路面表示については、本工事事業者範囲は補修のみと考えてよろしいでしょうか。	進入道路の通常使用による修繕及び白線引き・路面表示の新設については、組合の所掌とします。
219	216	第4章	第3節	2(13)	管理施設建設工事	(13) 管理施設について、建屋基本構造及び仕上げ等の仕様については、事業者側の提案と考えてよろしいでしょうか。	建屋の基本構造は、クリーンセンター等と同程度の仕様とします。仕上げ等の仕様については耐久性、意匠を考慮したものとし、事業者提案とします。
220	216	第4章	第3節	2(13) 1)	管理施設建設工事	管理施設は建設敷地は、クリーンセンター等の本事業の主要な施設とは、建築基準法上の別敷地となるのでしょうか。またその場合、法規制等の敷地条件については、全く同じであると考えてよろしいでしょうか。	管理施設は、建築基準法上の別敷地となります。整備にあたっては、関係機関との協議によります。
221	219	第4章	第4節	2(3) ⑧	共通事項	鉄骨の塗装仕様が、DP(耐候性塗装)となっておりますが、塗装仕様については運営期間のメンテナンス製を含めて事業者の提案によるものとして頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
222	220	第4章	第4節	5(6) ①	工場棟平面計画	見学者対応及び一般者の使用の歩廊巾及び階段巾として、見学者・一般者の使用する部分においては3.0m以上と記載がありますが、これは歩廊や廊下に適用されるものと捉え、階段巾は1.5m以上（折返し階段の場合、幅方向の幅員合計として3.0m以上）を満足するものと解釈してよろしいでしょうか。	見学者・一般者の使用する歩廊巾及び階段巾は、原則3.0m以上とするものとします。ただし、階段巾については、見学者・一般者の人数を考慮し協議を可能とします。
223	221	第4章	第4節	5(11) ⑫	受入供給設備	「⑫室内照明」とあるのは「クレーン操作室」を指しているとの考えでよろしいでしょうか。	受入供給設備全てとします。
224	222	第4章	第4節	5(14) ①	送風機室等	(14)送風機室等①「誘引通風機室、押込送風機室、空気圧縮機室、油圧ユニット室その他の機器室は、それぞれ専用室に収納し、」とありますが、機器本体の防音対策等により機側1mで80dB(A)程度に抑えることを前提に、炉室設置としてよろしいでしょうか。専用室への設置に比べて、炉室へ設置したほうがメンテナンス性に優れています。	要求水準書のとおりとします。
225	222	第4章	第4節	5(14) ①	送風機室等	「それぞれ専用室に収納し」とありますが、機器側で防音・防振対策を行うこと等を加味した上で事業者の提案により「必要に応じて」収納するものとする考えでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
226	223	第4章	第4節	5(17)	残渣取扱室	「破碎残渣を車両に積載する際は、浮遊粉じんを吸引集じんする局所集じん設備により粉じんの飛散を防止できるものとする」とありますが、ホッパより車両へ積載する際の粉じんを局所集じんにて対応することは困難です。局所集じんと同等以上の飛散防止効果のある方法を事業者にて提案してよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
227	224	第4章	第4節	5(20) ⑦	その他	タービン排気復水器周壁の防音パネル取り付けは、敷地境界での騒音シミュレーションをした上で、設置の可否を判断するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
228	225 226	第4章	第4節	6	工場棟及び管理棟の諸室計画	(1)クリーンセンター 表ウ 一般見学関係 (2)リサイクルセンター 表ウ 一般見学関係 の表中に「玄関・風除室」、「エントランスホール」等の記載がありますが、見学者は管理棟から入場し、渡り廊下を使用してクリーンセンターやリサイクルセンターへ行くため、クリーンセンターやリサイクルセンターの玄関・風除室、エントランスホールは用途が無いと考えられます。 見学者動線が各種車両動線と交錯しないようにするためにも、玄関・風除室、エントランスホールは、管理棟に集約配置する計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
229	225 226	第4章	第4節	6	工場棟及び管理棟の諸室計画	クリーンセンター、リサイクルセンター内にそれぞれ見学者用の男女トイレを設けるようにのご指示ですが、見学者動線全体で必要数確保する考えとしてよろしいでしょうか。 また、中央制御室付近など、運転管理員と見学者が共用した方が利便性が高い場合には、兼用としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。また、兼用は不可とします。
230	226	第4章	第4節	6	工場棟及び管理棟の諸室計画	リサイクルセンター内の運転維持管理関係にて、更衣室(男女別)と手選別作業員更衣室は兼用してもよろしいでしょうか。また、運転員と手選別作業員の食堂・休憩室も兼用してよろしいでしょうか。	雇用体制を踏まえ事業者提案とします。手選別作業員の休憩室は、作業場付近に別途設けるものとします。
231	228	第4章	第4節	7(1) ③	啓発機能等施設の整備計画	整備案に記載される機材・備品等(パネル、パソコン、工具、音響設備等)の維持管理については、貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか(当該機材・備品は基本的に第三者が使用するものであり、事業者が管理し得るものではないため)。	整備案に記載される機材・備品等の維持管理について、事業者の所掌とします。
232	228 229	第4章	第4節	7(1) ③	啓発機能等施設の整備計画	表中の「整備案」はあくまで計画上の参考案であり、「整備内容」を踏まえた事業者提案を妨げるものではないものと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案を妨げるものではありませんが、同等以上の機能を有することを前提とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
233	235	第5章	第1節	3(2)	整備方針	「本業務範囲は「拠点施設ゾーン、利用・体験ゾーン」を対象として…」とありますが、設計・建設後の当該ゾーンの運営管理は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。 (運営事業者は要求水準書に示された通り、貴組合の支援業務を行うものと理解しております。)	ご理解のとおりです。
234	236	第5章	第2節	1(2) ①イe	特記事項	「現地で発生した木材」とは、あくまで本工事範囲内の整備で発生した木材を利用する考えでしょうか。それとも、貴組合で実施の造成工事で発生した木材を支給頂ける等も考えに含むことも可能なのでしょうか。	本工事範囲内の整備で発生した木材を利用するものとし、組合実施造成工事における発生木材についても可能な範囲で提供します。
235	237	第5章	第2節	2(2) ①ア	形式	注)メイン遊歩道及び休息用丸太ベンチの整備は、他ゾーンも含むものとすると思いますが、事業者の所掌範囲としては、別紙6に記載の遊歩道と考えてよろしいでしょうか。	休息用丸太ベンチ、遊歩道及び安全柵等の設置を事業範囲とします。
236	237	第5章	第2節	2(2) ①ア	形式	1.注釈に「メイン遊歩道及び休息用丸太ベンチの整備は、他ゾーンも含むものとする」とありますが、「利用・体験の森ゾーン」内で整備する遊歩道の総延長の長さに指定があればご教示願います。 2.各種案内板に関しては、全て「利用・体験の森ゾーン」内に整備すると考えてよろしいでしょうか。	1.要求水準書p237に記載する遊歩道の延長約1100mに「利用・体験の森ゾーン」内で整備する遊歩道の延長も含まれますが、その延長の内訳については事業者の提案とします。 2.各種案内板の設置場所については、協議するものとします。
237	別紙1				造成計画図	本図内において線種(緑色)がそれぞれ何の凡例を意味するか、御教示いただけませんか。 また、 (1)北但ごみ処理全体事業用地 (2)北但ごみ処理施設整備事業用地 の境界線を明示していただけますよう、お願いいたします。	線種(緑色)は、現在工事中の進入道路・敷地造成工事に必要な区分をしたものであり、お示しできる資料はございません。 (1)、(2)の境界線は、別紙7を参照ください。
238	別紙6				施設周辺整備計画図	事業者範囲である遊歩道に沿って配置されている展望・休憩所の整備は、事業者の所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。	事業者の所掌とします。 要求水準書のp237を参照してください。
239					その他	計画精度向上のために、貴組合構成市町の既存施設の以下のデータをご開示いただけますでしょうか。 ・月毎のごみ搬入量・焼却量 ・ごみ搬入車両台数 ・消石灰・その他排ガス処理薬品量、灰処理薬品量 ・洗車台数、洗車用水量 ・場外搬出物量(鉄(ごみ焼却由来)、主灰、飛灰、飛灰固化物) ・乾燥汚泥、脱水汚泥の各種分析データ	提供可能なデータを提示します。 別紙8及び別紙9を参照ください。

■要求水準書（Ⅱ）運營業務編に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
240	5	第1章	第8節	5	地元自治体または住民との協定書の遵守	「貴組合と地元自治体または住民との協定書」の締結時期は、特定事業契約締結後と考えてよろしいでしょうか。既に存在する場合は、それを踏まえた提案とする必要があるため、ご提示願います。	締結時期は、特定事業契約締結後を予定しています。
241	7	第1章	第8節	14	災害発生時の協力	「震災や洪水等の不測の事態により、…事業者は、その処理処分に協力すること」とありますが、当該受入により止むを得ず発生する追加費用につきましては、別途、貴組合にてご負担いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ごみ量については、変動費で対応します。その他、震災や洪水等の不測の事態が原因で追加費用が発生した場合は、協議とします。
242	7	第1章	第8節	15	業務の引継	「ただし、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合…協議のうえ実施する事ができる」とありますが、「この期間」とは、本事業期間を指すものであり、本事業期間終了後に実施される教育指導に伴う費用については、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。 また、本事業期間において、引継業務を延長することを想定されている場合、延長に係る費用については、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	「この期間」とは、事業期間内に実施する運転指導期間（机上研修、現場研修、実施研修を含めた120日以上（実施研修75日以上を含む））を示しています。 延長についての費用は、原因者負担とします。
243	9	第1章	第9節	4(1)	事業終了時の引渡しの条件	「事業期間終了後の10年間に於いても、本事業運営期間の年間平均運営費用と同程度の年間費用で、運営可能なものとする」とありますが、通常ごみ処理施設の大規模な改造補修等の発生しない6-15年目の10年間の平均運営費用と同程度以下となるように、本事業運営期間終了後の10年間運営を可能なものとする事でよろしいでしょうか。	施工のかし担保期間を除いた期間における平均運営費用とします。
244	11	第1章	第10節	表1-3	管理運営必要資格（参考）	「表3-1 管理運営必要資格（参考）」とありますが、表に記載のある有資格者は、あくまで参考であり、各種関係法令を遵守する限りにおいて事業者の提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	13	第2章	第3節	2	計量補助	「事業者は、…補助及びその記録を管理しなければならない」とありますが、計量補助として必要な業務を正確に把握するため、「補助業務」について、具体的な内容をご教示願います。	計量機器等の操作補助、指導及び繁忙期における計量・誘導支援等を想定しております。なお、要求水準書（設計・建設業務編）の第2章クリーンセンター機械設備 第2節受入供給設備 1ごみ計量器 (4) 特記事項④の業務は、含まれません。
246	13	第2章	第3節	2	計量補助	「本組合が実施する廃棄物等の計量作業について、補助及びその記録を保管しなければならない」とありますが、具体的に補助とはどのような内容を想定されているのでしょうか。また、記録の管理とは計量データ処理システムのデータ管理を行うことと認識してよろしいでしょうか。	前段については、No245参照。 後段については、ご理解のとおりです。
247	13	第2章	第3節	3	案内・指示	「事業者は…ごみ降ろし場所について、案内・指示しなければならない。」とありますが、プラットホームにおける案内・指示と理解して宜しいでしょうか（計量棟における案内・指示は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか）。	ご理解のとおりです。ただし、繁忙期において、計量棟での案内・指示の支援をお願いすることがあります。
248	13	第2章	第4節		本組合による検査	「本組合が搬入業者の内容物検査、ごみ質検査を行う場合に対して協力する」とありますが、計画的な実施を予定されている場合はその頻度についてご教示願います。	特に決まっておりません。
249	16	第3章	第7節	(2)	搬出条件	各搬出物の搬出車両の積み込み搬出が不可能な日（土日、祭日、正月、GW、盆休みなど）が御座いましたらご教示願います。	現時点では、要求水準書のp13表2-1の受付時間に示す休業日を想定しています。
250	18	第4章	第2節		備品・什器・物品・用役の調達	「事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役及び重機類部品を…調達すること。」とありますが、貴組合職員が使用する備品・什器・物品・用役等の調達に関しては、貴組合所掌と理解して宜しいでしょうか。 また、第3節「備品・什器・物品・用役の管理」に關しましても同様に、貴組合職員が使用する備品・什器・物品・用役等の保管・管理につきましても、貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。	備品・什器・物品・用役の調達に関しては、事業者所掌とし、運営期間中における組合事務室の備品・什器・物品の管理は組合所掌とします。なお、用役費については、事業者所掌とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
251	20	第4章	第9節	(3)	機器更新	法令変更、不可抗力によって機器更新が伴う場合は、貴組合の費用負担と解釈してよろしいでしょうか。	契約書の内容によって、判断するものとします。
252	20	第4章	第10節	(2)	施設の保全	「緑地の管理・点検については、…」とありますが、事業者が維持管理する「緑地」の対象範囲をご教示ください。	建築基準法上の敷地境界線内の緑地を基本とします
253	20	第4章	第10節	(2)	施設の保全	緑地の管理・点検ならびに清掃については施設周辺整備図（別紙6）の各ゾーンの維持保全業務は含まないと理解してよろしいでしょうか。	No252参照。
254	28	第8章	第2節		清掃及び除雪作業	「事業者は、…施設内外及び侵入道路について適時清掃を実施し、清潔に保つこと。」とありますが、「施設外」とはどの施設周辺を考えてよろしいでしょうか。	清掃及び除雪作業の範囲は、建築基準法上の敷地境界線内とします。施設外とは、クリーンセンター、リサイクルセンター、管理棟等の施設周辺とします。
255	28	第8章	第2節		清掃及び除雪作業	「冬季降雪時においては…歩行者通路等の除雪作業を行うこと。」とありますが、除雪作業の対象範囲をご教示ください。	No254参照。
256	【別紙1】				計画ごみ処理量	運営期間中の計画ごみ処理量を示されていますが、本事業の運営費の算定にあたっては、本表記載のごみ処理量を各年度に適用して積算することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。品目別の処理量については、No36を参照してください。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
257	6	II	2	(2)④	入札価格の得点化方法	仮に最低の入札価格より40億円を超える高価で応札した場合は、算定式によると得点がマイナス点となることがありますが、この場合は入札価格の得点はゼロ点になるという理解でよろしいでしょうか。	価格差が40億円を超えていても優秀提案者となる可能性があることから、価格差が40億円を超える場合の入札価格の得点はマイナス点とします。
258	8	別紙1	3	(2)①	入札価格以外の審査項目及び評価の視点	最終処分量の削減に関する審査において、評価の視点が「焼却主灰、飛灰の削減並びに…」とありますが、最終処分量の削減に繋がる内容であれば焼却主灰や飛灰に限らず評価対象となるものと考えて宜しいでしょうか。	評価対象は、焼却主灰や飛灰のものに限るものとします。
259	9	別紙1	7	(1)①	入札価格以外の審査項目及び評価の視点	7. 環境啓発機能等の整備計画及び施設周辺環境の保全」の中で「①施設整備(周辺整備)計画」が含まれていますが、「別紙6 施設周辺整備計画図」にある6つのゾーン全てを対象とするのではなく、本事業範囲はあくまで「拠点施設ゾーン」と「利用・体験の森ゾーン」の2つを対象とした提案と考えてよろしいでしょうか。 他ゾーンにまたがる遊歩道の整備は本事業範囲として提案することよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、他ゾーンにまたがる休息用丸太ベンチ、遊歩道及び安全柵等の設計・建設についても提案願います。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
260	5 [1/8]	1	(1)		全ての構成員について必要な書類	「納税証明書」につきましては、未納の無い証明書で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	5 [3/8] [4/8]				設計実績調書	設計期間を証明するための書類について、具体的に必要な書類があればご教示願います。	契約書のうち、工期を明示している部分の写し等を想定しています。
262	5 [5/8] [6/8]				建設実績調書	「建設期間」は、契約書等に記載のある「工期」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	5 [7/8] [8/8]				運営実績調書	「入札説明書Ⅲ.1.(2).⑥.イを満たす設計実績(2件)」とありますが、「設計実績」は「運営実績」と読み替えて宜しいでしょうか。 (様式5 8/8も同様と理解して宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。 また、様式5[5/8][6/8]については「建設実績」と読み替えてください。
264	5 [7/8] [8/8]				運営実績調書	「※北但行政事務組合以外の…契約書の写し又は発注証明を添付すること。」とありますが、 ①「契約書又は発注証明」につきましては、実績を証明する必要部分の抜粋でも可能でしょうか。 ②様式中の「運転期間」につきましては、添付する契約書等に記載された期間を記入すれば宜しいでしょうか。 ③「構造形式 規模寸法等」「運転業務の内容・範囲」の証明については、仕様書の抜粋、パンフレット(写)等を添付すれば宜しいでしょうか。 (「様式5 8/8 運転実績調書(リサイクルセンター)」も同様)	ご理解のとおりです。なお、リサイクルセンターについては、参加資格の確認基準日において稼働中の施設である必要があり、その部分が契約期間に含まれることで証明することも認めます。したがって、運営実績については、完了していない業務についても実績として認めます。
265	14~ 20					フォント、文字の大きさについては見やすいことを前提に、事業者の任意と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、文字の大きさについて、本文は10.5ポイントで作成してください。
266	14~ 20					添付資料をご指定されている箇所以外については、追加の添付資料は不可という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	14~ 20					各様式の表紙に「※副本には、組合が通知したから～提案者番号等を付すこと。」とあることから、副本においては、提案書内に事業者名やそれが判別できる固有名称等は記載不可、という解釈でよろしいでしょうか。 その場合、「入札説明書 p.15 ウ提出書類」に示された設計図書等についても副本については同様の扱いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	15-3	別紙2			費用明細(固定料金)	「維持管理費(補修費除く)」とありますが、例えばどのようなものをお考えでしょうか。	定期点検、測定分析、清掃等を想定しています。
269	15-4	(4)	②			「プラットフォーム内平面図を添付すること。」とありますが、クリーンセンターとリサイクルセンターにおける各々プラットフォーム内平面図を様式15-4の後ろにそれぞれ添付するものと考えてよろしいでしょうか。 また、本添付図はA4判、縦長と考えてよろしいでしょうか。	平面図の添付位置については、ご理解のとおりです。図面サイズについては、A3版で作成し、折り込むこととします。
270	19-1	(1)	①		経済性に優れた施設	表中に「業務(雇用者の属性)」とありますが、ここでいう雇用者とは、「雇用主」もしくは「被雇用者」のどちらを指すのでしょうか。 なお、被雇用者の居住地を記入しなくてはならない場合、被雇用者の諸事情により20年間の変更が想定され、20年間保証することが困難です。 つきましては、この場合は当該属性については、「構成市町」との記載をお認めいただけないでしょうか。	被雇用者の住所を想定しています。提案内容については入札参加者に委ねますので、「構成市町」と記載することも可能です。
271	19-1 19-2	(1) (2)			経済性に優れた施設	「様式19-1」「様式19-2」につきまして、当該様式に示された表以外の提案は評価されないものと理解して宜しいでしょうか。 また、この表に記載する人数とは、本施設運営に必要な人数のみと考えてよろしいでしょうか。	表以外の提案事項も評価の対象になります。 様式19-1の表に記載する人数は、本施設運営に必要な人数のみを想定していますが、他の雇用についても優れた提案があれば評価できると考えます。
272	19-3	(3)	①		経済性に優れた施設	式中の施設規模は142t/日、ごみ発熱量は可燃ごみを基準ごみとした混合ごみ(可燃ごみ(破碎可燃を含む)+乾燥汚泥+脱水汚泥)の発熱量として算定すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
273	19-3	(3)	③		■一定の運転状態における想定売電量	記載されている「基準ごみ、2炉運転、リサイクルセンター及び管理棟稼働時」の条件で、施設を稼働させたと想定した場合の1時間あたりの売電量を記載することでよろしいでしょうか。 また、このとき外気温によって発電量が異なりますが、外気温は、「(仮称)北但クリーンセンター設置に係る生活環境影響調査書 平成22年5月」27ページ 表2.2.1(1)に記載の年平均気温である14.0℃として算定すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	19-3	(3)	③		■提案する運転計画における想定年間売電量	提案する運転計画のもととなるごみ処理量は、貴要求水準書 (I) 設計・建設業務編 P.5 表1に記載のクリーンセンター計画ごみ量37,918.75 t/年、およびP.11 表3に記載のリサイクルセンター計画処理量3,823.07 t/年を用いることでよろしいでしょうか。 また、可燃ごみのごみ質は基準ごみとすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■基本協定書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答内容
275	7				特定事業契約の不調	第5条3項のデフォルト事由が本事業の入札手続に関しない場合（例えば、構成企業のいずれかが本事業の入札手続に関しない指名停止措置を受けたとき）は、第7条にいう「既に組合及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係を生じません」という規定の適用を受けるといふ理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の場合には、第7条の規定する「本協定に別段の定め」がない場合になります。従って、既に組合及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担となり、相互に債権債務関係を生じません。
276	8	2			有効期間	「いつれかの特定事業契約の締結不調が確定した日」とありますが、議会上程されないなど、明確な「不調確定日」が存在しない場合がございます。その様な場合の不調確定日の決定方法をご教示願います。	不調の日は当事者のいずれか一方の相手方への通知により確定します。
277	9	1 2 3			秘密保持等	第1項～3項については、本協定終了後も3年間程度有効という理解で宜しければ、その旨を第8条2項に反映していただきたく、お願いいたします。	本条に規定する義務も、本協定の終了に伴い、消滅します。
278	9	3			秘密保持等	第3項ただし書きに該当する場合であっても、事後の通知はしていただけないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	9	3			秘密保持等	構成企業が守秘義務契約を締結した構成企業側のアドバイザーに開示する場合も、貴組合の承諾を要しないという理解で宜しいでしょうか。	承諾が必要となります。

■基本仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答内容
280	5	1			建設事業者の組成	設計企業及び建設企業は、【共同企業体】を組成することが前提になっておりますが、入札説明書P.7(2)入札参加者の参加資格要件「④設計企業」及び「⑤建設企業」の満たすべき要件（豊岡市、香美町、新温泉町のいずれかに本店を有する企業の要件を除く。）を同一の単独企業で満たしている場合、【下請方式※】を選択することも可能と考えてよろしいでしょうか。 ※「④及び⑤の条件を満たす単独企業」の下請として、「豊岡市、香美町、新温泉町のいずれかに本店を有する企業」を位置付ける方式。	豊岡市、香美町、新温泉町のいずれかに本店を有する企業」についての位置づけは、構成員または協力企業とします。
281	6	6			特別目的会社の運営	「株式担保権設定契約書」の契約書案をご提示願います。	契約締結後、検討のうえ構成員に提示します。なお、組合は、構成員が民間企業であることに配慮し、株式担保権設定契約書案を作成します。
282	6	10			特別目的会社の運営	「特別目的会社は、経営の健全性及び透明性を確保する為に、…その確定後1ヵ月以内に組合に提出するものとする。市は、…受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。」につきまして、 ①「確定後1ヶ月以内」とありますが、株式会社の場合、株主総会をもって決算が確定する為、「株主総会決議後1ヶ月以内」であると理解して宜しいでしょうか。 ②「受領した書類」とありますが、「各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに監査報告書」との解釈でよろしいでしょうか。	①及び②について、ご理解のとおりです。
283	6	10			特別目的会社の運営	必要があると認める場合、SPCから受領した書類（会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに監査報告書）の全部又は一部を公表することができることになっていますが、運営事業者に事前の承諾がある場合と考えてよろしいでしょうか。	事前の承諾を公表の要件とすることはできません。
284	7	3			特定事業契約	北但行政事務組合契約規則（平成7年北但行政事務組合規則第34号）内のうち、本事業に適用される具体的な条項をご教示願います。	北但行政事務組合契約規則（平成7年北但行政事務組合規則第34号）は、具体的事実に照らして適用されます。従って、条項を限定することはできません。
285	9	5			運営業務	「…特別目的会社以外の事業者は、これに合理的な協力を尽くすものとする。」とありますが、運営会社も除かれるものと思料致しますので、「特別目的会社以外」の表記を「特別目的会社及び運営企業以外」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。本項の規定する契約締結の場面では、運営企業にも協力していただきます。
286	12	1			損害賠償	第14条第2項との関連性により、貴組合による事業者に対する損害賠償に関する条項も必要と思料いたします。つきましては、当条文を本条に追加していただけないでしょうか	第12条の文頭「各事業者のいずれか」は「各当事者のいずれか」と基本仮契約書において修正します。
287	別紙2	3			造成工事期間	造成工事期間が「平成23年11月29日から平成26年6月30日」となっていますが、造成工事の遅延に伴い、本工事への影響がある場合は、本工事の工期延長は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	別紙5				組合が行う業務	「組合が行う業務」とありますが、「拠点施設ゾーン」「水辺活用ゾーン」「進入路修景ゾーン」「利用・体験の森ゾーン」「保全・再生の森ゾーン」「谷筋の景観形成ゾーン」「遊歩道」の運営管理については貴組合所掌と理解して宜しいでしょうか。 その場合、業務範囲を明確にするため、当該業務を別紙5に追加願います。 （入札説明書Ⅱ(7)イ(イ)も同様）	ご理解のとおりですが原案のとおりとします。

■建設工事請負仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答内容
289	3	6			設計図書	本項において、設計図書の完成検査が規定されておりますが、要求水準書第1章第1節1(1)に定める設計の瑕疵担保期間は、本検査の承諾日から起算されると考えて宜しいでしょうか。	施設の引渡し日が起算日となります。
290	3	6			設計図書	「受注者は、設計図書が発注者により受領された後60日以内に発注者から第7項の通知（・・・）がない場合は、・・・次の工程に進むことができる。」とありますが、より迅速に設計作業を進めるため、60日以内ではなく、同種の契約書において一般的に見受けられる、14日以内とさせていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。なお、組合は迅速な承諾のために必要な手続きを行います。
291	21	1			受注者の請求による工期の延長	竣工までに試運転期間180日程度を確保するためには平成27年9月末までに受電が必要となります。県道引込点までの貴組合所掌の電気引込工事、および県道引込点から本施設敷地内受変電設備までの電気引込工事工程は入札参加者では調整不可能なことから、電気引込工事が完了しない場合は、建設工事請負仮契約書（案）の第21条の受注者の責めに帰すことができない事由と理解してよろしいでしょうか。	県道引込点までの電気引込工事は、組合負担であるため、これを原因とした工期延長については、第21条の適用対象となります。
292	21	1			受注者の請求による工期の延長	平成28年3月31日竣工のためには平成26年3月には土木建築工事（杭打ち等）に着手する必要がありますが、造成工事との調整により、土木建築工事の着手が遅延した場合は、建設工事請負仮契約書（案）の第21条の受注者の責めに帰すことができない事由と理解してよろしいでしょうか。	進入道路・敷地造成工事の完成は、平成26年6月30日としています。この工事の完成が遅延したことを原因とする工期延長については、第21条の適用対象となります。
293	43	2			履行遅滞の場合における損害金等	損害金の額の算出方法について、「年10.95パーセントの割合で計算した額」となっていますが、「基本仮契約書第2条（公共性及び民間事業者の主旨の尊重）」の観点から、建設工事請負仮契約書（案）第43条第3項と同様、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
294	47	8			解除に伴う措置	「・・・第44条の規定による場合は発注者が定め、前2条の規定による場合は、・・・」とありますが、その記載内容の主旨から、「・・・第44条及び第45条の規定による場合は発注者が定め、前条の規定による場合は、・・・」ではないかと考えます。ご確認をお願いします。	「第44条」を「第44条又は第45条」及び「前2条」を「前条」と建設工事請負仮契約書において、修正します。
295	49	1 2			賠償金等の徴収	賠償金等の算出方法について、「年5.0パーセントの割合で計算した額」となっていますが、「基本仮契約書第2条（公共性及び民間事業者の主旨の尊重）」の観点から、建設工事請負仮契約書（案）第43条第3項と同様、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額」としていただけないでしょうか。」	原案のとおりとします。

■運営業務委託仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答内容
296	1	1			総則	「受託者は、…要求水準書等（要求水準書、入札説明書、質問回答書をいう。以下同じ。）及び…、本基本契約、この契約、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。」につきまして、「本基本契約、この契約、要求水準書等」とありますが、「質問への回答書」がそれぞれに対し優先順位が高いものと理解して宜しいでしょうか。また、その場合、本項の定義では、質問回答書は「要求水準書等」に含まれることから、整合をお願いいたします。	本基本契約及びこの契約には質問回答はありません。従って、原案のとおりとします。 なお、それぞれの「（案）」に対する質問回答は、要求水準等と同等のものとして扱われます。
297	10	1			緊急時の対応等	「受託者は、要求水準書に従い、…委託者を含む関係者に対し緊急事態発生を旨を通報しなければならない。」とありますが、必要な措置をとる原因（緊急事態）が不可抗力により生じた場合に伴う追加費用の負担に関しては、第30条の定めに従うものと理解して宜しいでしょうか。	本条は、原因問わずの規定です。
298	14	1			業務計画書	「受託者は、…当該業務計画書の対象期間が開始する前に…」とありますが、「対象期間」とは各事業年度と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	29				不可抗力発生時の対応	「以下この条において「不可抗力」という。」との表記がありますが、例えば第30条を始めとして本条以外にも不可抗力の文言がありますので、この条“以外”においても不可抗力は同定義であると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。運営業務委託仮契約書において、修正します。
300	29	1			不可抗力発生時の対応	「天災等（要求水準書等及び事業者提案で基準を定めたものにあつては、…）」とありますが、「（要求水準書等及び事業者提案…）」の主旨をご教示ください。	震度、降水量等（例示であつて、これらに限定されません。）について、天災等の条件を定めた場合には、これに従う趣旨です。
301	29	1			不可抗力発生時の対応	「天災等…で発注者と受注者のいずれの責めにも期すことができないもの…」とありますが、ここでいう、「発注者」と「受注者」は、それぞれ「委託者」と「受託者」と読みかえてよろしいでしょうか。以降同様の場合も同じく「委託者」と「受託者」と読み替えて宜しいでしょうか。（例えば、「別紙2-1委託料」に記載してある「発注者」と「受注者」）	ご理解のとおりです。運営業務委託仮契約書において、修正します。
302	32	3			法令変更によって発生した費用等の負担	(1)①及び(2)①において、「税制度の新設・変更に関する法令変更」が除外されており、代わりに(2)②において「受託者の利益に課される税制度の新設・変更に関する法令変更」が加えられておりますが、受託者の利益に課される”以外”の税制度の新設・変更に関する法令変更（例えば「炭素税」等が考えられます。）については、(1)①に該当し委託者負担であると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	34	1	(5)	②	業務の引継等	「A」及び「B」の項目について、前項(2)(3)(4)に規定される通り「継続使用に支障のない…（経年変化によるものを含む）」に該当されるものについては、除外されるものと理解しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	34	1	3		業務の引継等	「この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は、教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、委託者と受注者の協議の上、実施することができる。」とありますが、「この期間」とは、本事業期間を指すものであり、本事業期間終了後に実施される教育指導に伴う費用については、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	「この期間」とは、事業期間内に実施する運転指導期間（机上研修、現場研修、実施研修を含めた120日以上（実施研修75日以上を含む））を示しています。 延長についての費用は、原因者負担とします。
305	34	2			業務の引継等	「…自己の費用で、…委託業務の引継等を行わなければならない。」とありますが、委託者又は委託者の指定するものに帰属する費用（例えば、委託者又は委託者が指定する者の職員に係る人件費等）につきましては、除外されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	34	3			業務の引継等	「…、机上研修、現場研修、実施研修…」とありますが、「現場研修」と「実施研修」とは、それぞれのどのような研修を想定しているのかご教示ください。	現場研修とは、他施設での研修を想定し、実施研修は本施設での研修を想定しています。引継ぎが適正に行われることが前提とし、研修手法は、事業者の提案に委ねます。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答内容
307	34	3			業務の引継等	「この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は、教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、委託者と受注者の協議の上、実施することができる。」とありますが、「この期間」とは、本事業期間を指すものであり、本事業期間終了後に実施される教育指導に伴う費用については、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。また、本事業期間において、引継業務を延長することを想定されている場合、延長に係る費用については、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	「この期間」とは、事業期間内に実施する運転指導期間（机上研修、現場研修、実施研修を含めた120日以上（実施研修75日以上を含む））を示しています。延長についての費用は、原因者負担とします。
308	35	1	(5)		委託者の解除権	「前各号の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。」とありますが、本条文の主旨をご教示ください。	運営業務委託仮契約書において、本号について「前各号の規定によらないで受託者がこの契約の解除を申し出たとき。」と修正します。
309	35	2			委託者の解除権	本条「2項」の条文末尾に「3項」の条文が続いておりますので、「3項」以降を改行願います。	運営業務委託仮契約書において、修正します。
310	36	1	(2)		受託者の解除権	「業務中止の期間が、当初の履行期間の2分の1以上に達したとき。」とありますが、ここでいう「業務中止」とは、どのような状況を想定されているのかご教示ください。	委託者が受託者に対し、業務の中止を指示した場合です。また、運営業務委託仮契約書において、業務中止の規定を設けます。
311	38	1 2			違約金等の徴収	違約金等の算出方法について、年5パーセントの割合となっておりますが、「基本仮契約書第2条（公共性及び民間事業者の主旨の尊重）」の観点から、運営業務委託仮契約書（案）第38条第3項と同様、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
312	38	3			違約金等の徴収	「委託者の責めに帰すべき事由により第12条第2項の規定による…」につきまして、「第12条第2項」は「業務遂行体制の整備」の規定であり、本条項にそぐわないと思料致しますが、いかがでしょうか。	「第12条第2項」を「第18条第1項」と運営業務委託仮契約書において、修正します。
313	41	1			知的財産権	「ただし、委託者が当該実施権等の使用を指定し…委託者は、受託者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む）を負担しなければならない」とありますが、例えば、運営期間中において、委託者が改良工事を求め、受託者が当該工事に伴う工業所有権の存在を認識し委託者に通知したにもかかわらず、委託者の指示により当該工事を実施した場合については、委託者が工業所有権の使用に係る費用を負担するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	別紙2	2	(1)		物価変動による改定	「物価変動の判断に用いる指数（物価指数）の前年度平均値に基づき委託料の見直しを行い、…」とありますが、ここでいう年度平均値は、「N年4月+（N+1）年3月」の12ヶ月の平均値と理解して宜しいでしょうか。（例えば、I 25の場合はH25（4月）～H26（3月）の平均値を採用）	ご理解のとおりです。なお、消費者物価指数については、総務省から公表される年度平均値を用います。
315	別紙2	2	(1)		物価変動による改定	「I 25：平成25年度の物価指数の年度平均値」とありますが、基準値は5年ごとに見直しが発生しますが、あくまでH25年の指数が基準になるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。